

1. 平成26年第6回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成26年12月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第137号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第138号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第139号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第140号 郡上市特別会計の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第141号 郡上市財産区管理会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第142号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第143号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第144号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程12 議案第145号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程13 議案第146号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程14 議案第147号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第148号 やまと総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第157号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程17 議案第158号 財産の無償譲渡について（牛道財産区の財産）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美谷添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番	古 川 文 雄
-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲子夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
--------	---------	-----------------	---------

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には連日の執務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、10番 古川文雄君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には2番 田中康久君、3番 森喜人君を指名いたします。

ここで、13番 武藤忠樹君より発言を求められておりますので、許可をいたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番 武藤ですけれども、きのうの一般質問の最後の総務委員会の研修の部分で、不適切な発言をいたしましたので、取り消しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ただいま、13番 武藤忠樹君から総務委員会の研修の部分の発言について、取り消しの申し出がありましたので、認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、取り消すことといたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては通告に従いましてお願いをいたしております。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。6番 野田でございます。早朝より一番バッターということで頑張っまいますので、よろしくお願いたします。

通告にありますように、3点についてお伺いをします。

その前に、総選挙も始まっておりますので、一言述べさせていただきます。

安倍政権は消費税10%への引き上げが現状では無理ということがはっきりしたとして、引き上げ延期を決めました。そのことの判断の是非をこの総選挙で問うとしております。

（発言する者あり）

○6番（野田龍雄君） この、引き上げが経済へ大きな影響があると、みずから認めたわけで、アベノミクスの破綻をみずから認めたと考えております。また、日銀の金融緩和政策の結果、急激な円安となり、ガソリンや小麦、マーガリンなどの輸入品の値上がりから国民生活に不安定な影響を与えることが心配されている。こうした中で、一般国民や、高齢者——これはまだ次に続くわけですので聞いてください。

低所得者の暮らしは一層苦しくなっております。このような苦しい暮らしの中で、地方自治の本旨である福祉を守る立場から、1番目の社会保障の後退に対する市の対応を伺いたいと思います。

1番、初めに生活保護基準の改悪と現状の問題点を伺います。

日本の相対的貧困率は16.1%、これはだんだん高くなっておるわけですけれども、消費税8%への増税、円安による物価上昇の中で、国民の暮らしはますます困難になっています。その中で生活保護基準の改悪と、申請の条件強化は、低所得者の暮らしを一層深刻にしております。こうした中で市の対応をお伺いたします。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをさせていただきます。

生活保護世帯でございますが、今ほど御指摘のございましたように、平成25年、昨年8月から、地域区分や世帯規模による保護費の見直しが行われ、3年をかけて段階的な引き下げが行われておりますけれども、今般の消費税の引き上げと民間消費支出の伸びも勘案した生活保護基準の見直しが行われて、世帯といたしましては、全国の平均でございますけれども、2.9%の保護基準の引き上げが行われたところでございます。

例えば、70歳代の単身世帯の受給者の場合でございますけれども、昨年8月と比較をいたしまして、月額にして1,520円、割合としましては2.58%が加算になって現在支給をされておるところでございます。

それから、生活困窮者の生活実態の把握であったり、市でどのような対応をしているかということにつきましては、生活が困窮している人ほどSOSを発することが非常に難しいというような

ところも考えられるところでございますけれども、こうした中で、待の姿勢ではなく、早期に生活困窮者を把握をして、対応するために市といたしましては関係機関の一つでございます、民生児童委員、また、国、県の機関との連携、連絡を密にしながら対応をさせていただいておるところでございます。

生活保護に関する相談でございますけれども、窓口における制度の説明は当然のことながら、個別の事情をお聞きするとともに、必要に応じて相談者宅へ訪問するなど、常に、相談者の立場に寄り添った対応に努めているところございまして、相談者の意思に基づき、申請につきましては受付をさせていただいておるところでございます。

また、昨年、25年の12月の生活保護法の改正と合わせまして成立しました生活困窮者自立支援法が来年の4月から施行されます。これは、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、第2のセーフティーネットを構築するものでございまして、就労や家計の問題、身体の不調、家族問題など抱えておられる複合的な問題に対しまして、包括的、個別的、早期的、継続的、そして創造的な支援体制を整えまして、専門職であります自立相談支援員、こういった職員が寄り添う中でこの方々に対する自立に向けての効果的、かつ迅速な支援に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) いろんな形での支援を強化して、本当に困った人が最悪の場合にならないということを見守っていきたいというお話でありました。しかし、実際には、例えば今の生活保護世帯に対する消費税の引き上げに対して、2.9%、最強とされる低い割合のようですけれども、そういうかさ上げがされているということですが、実際には生活にはもっと重く、この消費税はのしかかっているはずでございます。

そして、多くのその生活保護を受けていない方たちの、同じように苦しい生活をしてみえる方、例えば、国民年金が平均で4万何がしという状況ですから、非常に苦しい立場の人が大勢みえる、国のこの統計等で見れば、約この2,600万人が困窮者という段階、5つに割った一番低いところですが、そのうち、生活保護を受けてる人は、その8%にしか過ぎないと、1割もとっていない、それ以外の人でも大勢みえる、そういう人に対する今のいろんな相談体制、そして、いろんな民生委員や、いろんな方の努力によってそれを見守っていきたいということが、本当になされるようにしていかなければならないと思っておりますので、その点については、今のお話だけでは大変心配であります。

一層のそういった努力をしていただきたいということも含めまして、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今の生活保護の受給者に対する消費税率のアップ等に伴います一定の措置がされたことは、健康福祉部長が申し上げたとおりであります、その生活保護者以外、受給者以外の特に生活の苦しい方々に対しましては、現在、これは野田議員御承知のとおり、市民税の非課税者に対しまして、臨時福祉給付金と、1万円と、そしてまたそのうち老齢基礎年金の受給者にはプラス5,000円と、計1万5,000円、そういう方々には、今、給付をいたしております。

そういうことで、確かに御指摘のように消費税率が引き上げ等になって、大変苦しいという状態ではあるかと思いますが、こうした措置も取られていると、そしてこの給付金の措置につきましては、申請が、この12月15日までですので、ぜひ対象の方々は漏れなく申請をしてもらいたいというふうに思っております。

それから、また、子育て世帯の臨時特例給付金というような形で、児童手当の受給対象、児童の保護者にも1万円の給付というようなことやっておりますので、こうした生活保護世帯以外の、特に生活にお困りになってる方々に対する給付金制度というものもあるので、これは一つ、ぜひ、漏れなく、その対象になる方々は給付を受けていただきたいというふうに思います。

また、今、申し上げましたように、来年の4月からは、この生活困窮者自立支援法が施行になりますので、生活に困っておられる方々で生活保護受給者以外の方々に対しては、ぜひともそういう形で市としては、そうした皆さん方を支えていくための万全の努力をしてみたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今の国民の苦しみですね、これは、想像以上に進んでおるといように思います。統計も、きのうでしたか、おとついの国民総生産も、速報値と比べるとかなり下がっているというようなことが出ておりますし、この郡上なんかでは、特に仕事がない、そして、仕事が就職にいつても、なかなか、ないんですね。

よくお聞きすると、どうも年が行き過ぎとるらしいけど、そういうことは言えないので、もう既にその採用済みしましたというような返事があったというようなこともお聞きいたしますので、本当に今、言われたような、きめ細かな心使いをしながら、そして、支えていく、そして、市だけではなしに大勢の力で見守っていくということは大事だと思いますので、ぜひとも、その点では、一層そうした努力を続けていただきたいというふうに思います。

それでは、次の介護保険の問題でございます。

これも、御承知のように大きく変更されようとしておりまして、特に、介護の仕事をしている現

場とか、そういう研究者の間で大問題だというように言われております。

これは、この前もお聞きしたんですけれども、介護で、例えば要支援の方を介護保険から締め出し、地域の総合対策の中でそれをやってくんだと、市のほうも、市長も、この前はできるだけそれに答えて、十分なことをやっていきたいという御回答でしたけれども、いずれにしてもこれは、大変大きな問題だというふうに思っております。

このことし6月でしたか、医療介護総合確保推進法、これは成立しております。これは、基本的な考えは、自助、共助を社会保障の基本とし、それを補うものとして公助があるんだという考え、そして、改革の中心は医療、介護分野が中心になっておりまして、病院完結型から、地域完結型、地域の助けを求めるようなそういう内容になっております。

そういう中で、病院数の削減とか、地域包括ケアシステム、プラス、費用の個人負担増となっておりますので、これが実施されれば、多くの問題を発生させるんじゃないかというふうに心配をしております。

御承知のとおりですので、詳細は触れませんが、1つは介護予防を生活支援サービス、互助サービスへ持って行くということ、それから特別養護老人ホームの新旧入所者を要介護3以上に限定していく、2、1の方は締め出していくと、それから、一定以上の収入のある利用者の自己負担を2割に引き上げるという計画、こういったことが中に入っておりますので、今後、これは大きな負担になってくるんじゃないかというように思います。

そういった点で、これ郡上の地域支援事業で十分対処できるのかどうか、先ほど言ったように何とか、市は努力したいという姿勢で見えるわけですが、これは具体的にはどのように可能か、また、財政的な裏づけがあるのかどうか、といったことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

今ほど御質問にございました今般の介護保険制度の改革で、幾つかその内容が盛り込まれているところでございますが、そのうち今ほど議員が御指摘をいただきました要介護、要支援者に対するサービスでございますけれども、このうち介護予防給付、いわゆる介護予防給付としてサービスを今提供しておりますが、この中で通所介護、いわゆるデイサービス、それから、訪問介護、ホームヘルプサービス、この2つの事業について、地域支援事業へ段階的に移行するという内容でございます。

したがって、要支援者に対するその他のサービス、訪問看護であったり、デイケアであったり、訪問リハビリ、こういったサービスにつきましては、これまでと同様のサービスが継続されるということになります。

この地域支援事業へ移行する時期でございますけれども、準備期間等も考慮し、平成の29年度末

までに移行を完了をするということになっておりますので、郡上市といたしましても、円滑な移行ができるように担い手の確保等、こんなところの準備を進めさせていただいているところでございます。

ちなみに、今ほど申しました通所介護と、訪問介護の利用状況でございますけれども、本年の9月末現在の数値になりますけれども、通所介護、デイサービスでございますけれども、認定者全体での利用者の数でございますが、825名おみえになられまして、このうち要支援1、2の方が171人、割合としましては20.7%ということになっておりますし、もう1つの事業でございます訪問介護、ホームヘルプサービスでございますけれども、全体としては377人のうち、要支援にあつては、91人、割合としましては24.1%というところが現状でございます。

したがしまして、この2つの事業の要支援者の利用者の実数としましては、約250の方が移行後に今ほど申しました、地域支援事業のほうに移行する対象者というふうになります。

そこで、この地域支援事業へ移行した場合に、要支援者に対するサービスでございますけれども大きくは2つの区分になります。

まず1つ目は、現行の通所介護、訪問介護に相当するサービスということでございますけれども、これは現在のサービス内容と同様なものでございまして、機能訓練や、身体介護など、専門性を有する場合につきましては、現在の通所介護、訪問介護の事業者がこの事業の受け皿になります。

これまでの事業者との協議の中で移行した場合においても、引き続き現行のサービスを提供いただけるというような意向を伺っているところでございます。

もう1つが、多様なサービス、いわゆる総合事業という言い方をしておりますけれども、このことにつきましては、家事であったり、買い物、ごみ出し、このようなところの生活支援であったり、サロンやミニデイサービスといった通いの場など、ボランティアや地域の住民が主体となって行っていたというサービスになります。

生活支援の受け皿の一つとして今考えているところが、現在でも調理とか、洗濯とか、掃除とか、買い物、こんなところを担っていただいておりますシルバー人材センターをその一つの受け皿として考えております。

具体的な検討については、これからの作業ということになりますが、このことに合わせまして、市内にございますNPOの団体であるとか、有償ボランティアなど事業の受け皿の発掘を今後進めてまいりたいというふうに思っております。

通いの場につきましては、既に市内にございます高齢者のサロン、ことしの5月現在で118の組織がございますけれども、そういったところの活動を充実するとともに、社会福祉協議会であったり、シニアクラブ、こんなところの御協力も得ながら、サロンの充実であるとか、ミニデイサービス、こんなような新たなサービス体系についても創設をしていきたいというふうに考えております

ので、よろしく願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ほぼ、そういった方向にということは予測しとるわけですけども、1つは、ボランティアとか、そういうシルバーなんかができることはということですけども、いずれにしてもこれは、これまで事業所がやっていたそういう仕事がちらへ行くということで、事業所にとってもかなりの経営上の問題点が出てこないかということをお心配しますし、それから金銭的にもこれまでの上限で、しかも、本当は6.何%ぐらい年々伸びとるわけです。それを押さえると、3か4の段階、というふうにどんどん下げて押さえようとしているということで、非常に心配しておりますので、これは福祉を抱える郡上市が率先してでもいることにはちゃんと出していくんだという姿勢をぜひ見せていただきたいというのを思いますが、時間が大変過ぎておりますので、そういった点で要望としてお願いしておきたいと思っております。

続いて、2番目の道徳教育の問題。

いつも教育長には、時間がなくて申しわけないんですけども、ちょっとこういうことですので、きょう、まだ後の議題もありますので、やや簡潔にお願いしたいと思っております。

道徳教育の教科化ということが出てきております。この問題点をどう捉えておられるか。

これ、中央教育審議会の答申がありました。詳しくは言いませんけれども、これを見ておきますと、私たちは戦前の道徳教育に見られた、教育勅語に基づいて修身を中心とし、国史教育や天皇崇拝の学校儀式によって支えた修身教育体制といったものを連想させます。答申では、特定の価値観を押しつけるものではないと言いつけをしていますが、研究者や教育者から国の方針を一方的に押しつけるやり方であるとの危惧の声が出されております。特に、道徳性の評価は人格評価であるだけに、極めて慎重な考慮を要するところです。教育長のその点についての見解をお伺いします。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは教育課程の改善の概要について、中教審の答申が出ましたので、その答申に基づいて、市の道徳教育の現状を踏まえながらお答えをしたいと思います。

まず、1点目ですが、道徳の時間を特別の教科、道徳として教育課程に位置づけるとあります。これから先は、特別の教科道徳を、道徳の時間というふうに、言葉で申し上げたいと思っておりますけれども、このことについては、これまでも道徳教育は全ての教育活動を通じて行うということもあり、道徳の時間はそのかなめとして位置づけられておりますから、基本的には大きな変更はありません。

そして、時間数も35時間を標準としておまして、市内の全ての学校でこの時間が確保されておりますから、このことについても特段の問題はないというふうに私は思っております。

それから2点目の道徳教育の目標は、道徳的な価値を理解をして、それを踏まえて自分自身を見

つめ直し、多角的に考え、判断し、道徳的心情や、道徳的行為を行うための意欲や態度を育てるといふふうにあります。このことについても話し合いや、あるいは資料に基づいて道徳の内容を理解をして、それに基づいて自分自身を見つめ直すという目標で現在も行われておりますので、このことについても特段の変化はないといふふうに思っております。

また、3点目ですが、道徳の内容を発達の段階を踏まえた体系的なものにするとあります。これは、4つの視点、自分自身に関する事、それから他人との関わりに関する事、自然や崇高なものとの関わりに関する事、集団や社会に関する事といふふうにはされておりますが、この意義を明確にすることと、学年の段階に応じて順序をきちんと見直すことがあります。

ですから、この4つの視点についても、多分そのまま引き継がれていくといふふうに思っておりますので、このことについても大きな問題はないだろうといふふうに思っております。

その中で、いじめの問題、あるいは情報モラル、生命倫理などの現代的な課題も盛り込まれるということですので、道徳の時間でそういったことを考えるといふふうについては、意味あることだろうといふふうに思っております。

4点目、多様で効果的な指導法を改善するとあります。その中で、具体的には、対話や討論、問題解決的な学習、こういった指導法をできるだけ柔軟に取り入れるというのが内容として示されておりますし、さらに家庭や地域の人々の参加、あるいは、家庭や地域との連携など、開かれた道徳教育を進めるといふふうにはされております。

このことにつきましては、今、道徳の時間の指導法はやや画一的になっておりますので、そういった指導法を見直すという意味では、答申についてこれをきちんと学校現場で対応していくということが必要だろうといふふうに思っております。

5点目、検定教科書を導入するとあります。

これは、多様な教科書を認める基本的な観点から、検定教科書を導入することと、教科書だけでなく、多様な教材が活用ができるようにするとあります。これは、検定教科書が導入される場合には、現在の各教科の教科書の採択と同じような手続が生まれるといふふうに思っております。

したがって、採択に当たっては教科書の内容等について、十分検討を加えていくということが必要だろうと思っておりますし、教科書の内容を一方的に教え込むという指導法をとらないようにすべきだろうといふふうに考えております。

最後、6点目ですけれども、一人一人のよさを伸ばし、成長を促す評価を充実するとあります。

このことについては、道徳性の評価については、その数値による評価は不適切であるとされておりますし、指導要録については、学習の状況や、成長の様子を文章で記述する記録欄を設けるとあります。

この、特に評価につきましては、できるだけ、子どもたち一人一人がどのように成長していくの

かという、その成長の過程に沿って十分総合的な評価をするっていうことが必要だろうというふう
に思っておりますので、答申にあるように、数値による評価っていうのはやっぱり不適切だろうと
いうふうに思っております。

いずれにしても道德の時間が、子どもたち一人一人にとって考えたり、あるいはいろいろ話し合
ったりをしながら、見つけた道德的な価値から、自分自身を見つめ直す、ある意味で心を落ち着け
る時間として十分機能するように願っているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) これまでとそんなに変わらないということのようですが、やはり、教科書の
つくられて、行われるということで、特に道德性については、人間的な問題でありますので、誰か
が人間の生き方としてこうだぞというようなものではありませんので、教科書が一体どういう形に
なるか、これまでの経過からはぼ想像はしとるんですけども、やっぱり教科書に捉われることな
く、本当の意味での道德性を高めていく、人間性を高めるという教育が行われて、そのことが評価
にも結びついていく、教科書に出たことをしっかり理解した子がいい点を取って、いやそうじゃな
いよって自分の考えを持った子が評価されないというようなことがないような、本当の意味で
の人間的な教育が行われることを強く求めたいと思いますが、この問題ではもっと時間を取って、
また検討したいなというのを思っております。

また、2番目にこういう中で学校教育について大事なことは何かということをお聞きしたいと思
いましたけれども、これは以前もお聞きし、本当に今の子どもたちと先生方が心を通わせながらじ
っくりと取り組むことが大事じゃというように言われました。

本当にそういうことができるような学校現場の条件整備といいますか、教員の数も本当はふやさ
にやいかんと私は思いますし、雑務はもっと減らして、残業も最近は7時ごろには大体帰れるとい
うのをお聞きしましたが、7時では随分おそいんですので、本来はもうちょっと早く帰れるように、
今7時に帰っても多くの方が仕事を持って帰ってみえます。そういうことから、そういう教育が充
実するような努力をしていただきたいなというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思
います。

3点目に入りたいと思います。

入札制度の改革をということですけども、これはこれまでも何度かお伺いしながら非常に郡上
の業者の皆さんの苦しい状況の中で、ぎりぎりの入札なんだというようにお聞きしてきました。

そういう中で、この入札の実態が一体どうなっておるのか、入札、落札率等はどのような変化があ
るのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 落札率の質問でございますので、簡単に答えたいと思っております。

郡上市が合併をいたしまして、16年から18年ぐらいの大体落札率は98%、これ工事、土木工事及び建築工事に関わるもんでございますけれども、それから、23年度が93.14で、25年度は94.5%ぐらいでございます。

建築工事につきましては、23年度から、25年度におきましては、96から97%から、8までいきますけれども、そのくらいのところを落札しております。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 私も、今回ちょっとほかの県や市の様子なんかも調べたりしとるんですけども、やっぱり中には落札率が下がるために工事の質が下がっていけないというようなことで、あんまり下がることをよしとするんじゃないというような結果が出とったように思います。

それを、いかに是正するかということいろいろ取り組みを行われておるようではありますが、そのうち、特にこれは長野県でしたが、例えば受注者希望型競争入札、それから、希望参加型指名競争入札、総合評価落札入札等を行いながら、しかもそれをそのままではなしに、年度ごとに修正を加えながらやってきて、そういう中で落札率の適正化が進んだと。かなり下がっておるということ、数字じゃあ出ておりますけど、県の段階と、市では大分違いますが、業者の範囲も違いますので、市の段階でどの程度までできるのかをお聞きしますと、市でもこういった入札の方法を取り入れるということでしたので、その辺の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 入札制度につきましては、ゆめゆめ不正等々の疑いを持たれることのないようにするのは当然でございますし、そうしたことがあれば当然公共施設のあるいは、公共の契約等々についての信頼を失うってということで、慎重にならざるを得ないということを思っております。

一方では、地域の経済あるいは業者育成ということもございまして、一応業者、地元業者を優先するという形のもとで、一般競争入札及び指名競争入札、並びに総合評価入札制度を取り入れております。

冒頭、御提案のありましたような制度、あるいは総合評価方式の制度になりますと、若干時間がかかるということがございまして、それはいわゆる審査から点数をつける、点数の配分とか、委員会等々の審査を要しますので、その辺は数はまだまだ少ないですけども、やはりそういったことも踏まえました、いわゆる改善も行ってきております。

また、一番恐れなければならないのは、ダンピングのことによって、いわゆる下請け業者に対する圧力が強まるとか、あるいは、賃金等々を圧縮してその工事を行うというようなことがあってはいけませんので、いわゆる最低制限価格等々も随時上げとるというような状況でございます。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 時間がないので申しわけないのですが、例えば受注者希望型競争入札とか、希望参加型指名競争入札については、どのような実態か、これも簡単にお知らせください。

○議長(尾村忠雄君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) いわゆる希望型の入札は行っておりません。先ほど言いましたように、あくまで一般競争入札と、一般競争入札は一定の点数以上の地域要件を踏まえた入札でございますので、それは、いわゆる申し込みによって入札される方々が決まるということで、指名競争入札よりも参加される業者数は減ります。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 長野県などでやっておるこういう受注者希望型競争入札とか、希望参加型、これは、小さい規模の入札のようでございますけれども、この受注希望型については、受注者も発注者も改札まで誰が参加してるかはわからないというようなことになっておりますし、きょうは、市のほうもやってみえるんかというふうに思ったものですから聞いたんですが、やってないということでしたので、今後の検討をお願いしたいと思っておりますし、こうした中で先日のような99.99%というような落札があつて、これは、これまでの説明では業者の状況などで仕方がないという説明でした。

実質的には、やっぱり業者の方も2次、3次の下請けに出したり、そこでの事業者の給料を確保するというのもやっぱり大事なことでありますので、そういうことを見合いながら、やっぱり適切な入札が行われなければならないというように思いますが、私は、やっぱり99%、これは、合併以来初めてのころは98%ぐらいだったものが下がってきたり、ちょっと上がったというふうな経過でしたけれども、ただ、数字だけで決めれんと思っておりますが、しかし、99.99という数字、99%代というのは、やはり競争にはなっていないというふうには私は思うんです。そういう点で、これについて、これを改善する手立てはないのかどうか、市長にお伺いをしたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 御指摘のようなケースで、99.何%になったということでもありますけれども、だから、競争になっていないということは言えないというふうに思います。

十分、適切な競争をしていただくようには、もちろん、受注者側に一般的には要望していかなければいけないと思っておりますけれども、そのほかの方々も一生懸命努力をして入札をしてそういう結果になったわけですから、100%に近いからといって、私は、それが適切に競争がなされていないというふうには、直ちには断言できないというふうに思います。

今後とも、いろんな意味で、副市長を中心に入札制度の改革と申しますか、改善には取り組んでまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 時間がきましたので、今のお話では、今の状態で、特に市としては問題ないと考えてみえるということでしたので、この部分については、今改善の手立てをしていきたいというお話もあったので、ぜひとも、特に先ほど言いましたような受注者希望型とか、他市の例を参考にしながら、何とか取り組んでいただきたいということを希望しまして、質問を終わります。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成27年度、来年度における重点施策についてお尋ねをいたします。

ときの流れはまことに早いものでありまして、来年度、平成27年度は郡上市になって12年目になります。日置市長は、合併後10年を一区切りとし、本年度から次の10年に向けた郡上市の進む目標をこれからもずっと郡上、もっと郡上という素直に理解できる市政の理念というべき旗印を掲げられました。

そして、本年度は新市建設計画が更新された初年度として、計画の主要施策である再生可能エネルギーの活用を具現するため、明宝温泉湯星館への木質バイオマスボイラーの導入であるとか、白鳥町の石徹白、朝日添地区での小水力発電施設整備費用の一部助成を初め、小水力発電の活用支援と研究事業などを重点施策として取り組んでおられます。

さて、今の時期は来年度の主要施策やそれに伴う予算編成作業の真っ最中であろうと思いますが、来年度は、これからもずっと郡上もっと郡上のスローガンでスタートした次の10年の2年目であり、日置市政2期目の最終年度でもあります。そこで来年度、平成27年度における日置市政の重点施策はどのように考えておられるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長(尾村忠雄君) 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思えます。

御指摘のように、平成27年度は市制施行最初の10年が過ぎて11年目、次の10年へ入ったその2年

目であり、また私の任期の最終年度ということでもありますので、何とか市民の皆さんの期待に応えられるような、そして現下の郡上市の課題に的確に応えられるような予算を組みたいと、その思いは人一倍強く持っておるつもりでございます。

就任以来、郡上市政の政策の基本柱という、基本理念ともいうべきものは、安全・安心・活力・希望と、このことは、かわりばえはしないかもしれませんが、常にそのことを申し上げておりますし、それから、2期目の開始に当たりましては、いわゆる次代、次の代へつなごうふるさと郡上の元気創造と、こういう言葉も申し上げてまいりました。そして、先ほどお話がございましたように、いわゆる次の10年という一つの節目に差しかかったときに、これからもずっと郡上もつと郡上と、こういうことも申し上げました。

いろいろ表現は変えておりますが、その中に一貫して流れるものは、やはりこの郡上市民が先祖から受け継いできたこのふるさと郡上というものを基盤にしながら、持続可能で発展をしていくふるさとをつかっていきたいという思いでございます。そしてこのことは、表現は変わりますけれども今回の、例えばまち・ひと・しごと創生という、地方創生ということも、結局、ひっきょう同じことであろうかというふうに思っております。欲を言えば、たびたび申し上げてますように、ぜひとも郡上のようなところにはまち・むら・ひと・しごとと、創生と言いたいところでございますけれども、そのような、ただいま申し上げたような気持ちで予算編成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

まだ、今回国政において総選挙に入っているというようなこともあり、来年度の、例えば地方財政対策とかいろんなもの、財源の問題とかいろんなものがちょっと見えにくい状態でございますので、財政のフレーム等についてはなかなか申し上げることができないわけですが、政策の中身としてはできるだけ、現在いわれているこの地方創生という総合的な戦略といたしますか、そういうような観点からいろんな施策を進めてまいりたいというふうに思いますが、昨日も申し上げましたけれども、やはり一つは、持続可能な郡上市をつかっていくためには、子育て支援であったり、そして福祉の充実であったり、そしてまた、何よりも若い人たちがこれからも郡上に住んで、次の世代を産み育てていくという基盤を整備していくためには、例えば雇用の場の確保というようなことについても、今以上にやはり意を払っていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、各部とこれから重点施策について協議をしたいというふうに思っておりまして、この議会の会期中にそうした、平成27年度に向けての予算の重点施策についての協議もこれから始めようというふうに思っております。でき得る限り予算を、組める限りの予算を組みまして、そして、例えば、特に昨日も申し上げましたが、投資的経費等についても可能な限り組んでまいりたいというふうに思っております。特に、平成27年度で小中学校の耐震化というようなものは仕上げたいというふうに思っておりますし、それから先ほど申し上げました、若い人たちが住み続

けられる、あるいは若い人たちが戻ってくる、あるいは新たに来るといような形の受け入れ体制といようなことで、いわゆる移住受け入れ対策等についての、例えば空き家の活用といようなものについても一つ、これまでも取り組んでまいりましたが、もう少し一段とそれを歩を早めるといるか、そんなこともしてまいりたいといふうに思っております。

いずれにいたしましても、いわば国のほうも来年度は一種の地方創生元年ともいべき取り組みを地方のほうにも求めてくるといふうに思いますので、そうした国のまたいような施策についても十分活用できるように、そのための政策を練り上げて実施できるようにしてまいりたいといふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 財政の面でもまだまだ今の時期では見通しがつかないので、これから重点施策についても庁内で調整をしていくといお話でありましたが、一つ、市長が言われたことありますけれども、新市建設計画10年を終わって、更新の新しい計画も始まるとるわけですが、その中身といのは、やっぱり合併前からのそれぞれの町村の、合併したらこのことをまず取り組もう何かといようなことで、合併前からの懸案事項が多かったといふうに思います。特に、普通建設事業そうでありますけれども、合併をして10年、来年12年目になるとすると、合併して郡上市としての新しい何か、そうしたシンボリックな施設の建設といことも、その構想を具体的にしてもいいと思ふうですけれども、そのあたりのことについてのお考えはないでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私も最初の10年のときに、旧町村時代にそれぞれの町村がこれをやりたいといような形で盛り込まれた事業以外に、本当に、郡上市になってなるほどこの施策が実現したといわれるようなものをといことで、特に文化的な施設といいますか、これは端的に言いますと歴史資料であったり、あるいはいわゆる美術、工芸関係の資料といいますか、そういったもののいわゆる展示、収蔵、研究といったようなものの、何とか新しい施設をつくっていきたいといふうに思っているところがございますが、現在いろいろとそのための調整、検討は進めておりますけれども、来年度、直ちに建設費を盛るといようなところまでなかなかちょっと、まだそうした準備は進んでおりませんが、何とかそういうものについても、その事業の実施を軌道に乗せていくための何らかの予算は打ち出したいといふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 私も、郡上の長い歴史と伝統を一堂に紹介できるような歴史資料館であるとか博物館といものが、合併した郡上市のシンボリックな施設として誕生することを期待しており

ます。

次に、消費税の関係でお尋ねをします。

安倍首相は衆議院を解散するに当たって、来年10月に消費税率を8%から10%へ引き上げる方針を変更して18カ月延期するとの判断を明確にいたしました。私は、昨年9月定例会の一般質問で消費税引き上げが市の財政にどのように影響するのかお尋ねをいたしました。総務部長の答弁では、県が市町村に配分する地方消費税交付金は、消費税5%の場合、国と地方の配分は国が4%、地方は1%であるが、消費税が8%になると地方への配分は1.7%、さらに、10%になると2.2%になり、試算した金額によると、24年度の交付決定額4.3億円をベースにすると26年度には2.4億円、また27年度は3.3億円、28年度は4.1億円の増収を見込んでいるとのことでありました。

また、普通交付税では、24年度の交付額をベースにすると、27年度は0.5億円、28年度には0.7億円、29年度には0.8億円の増を見込んでいるということでありました。

そのようなことであるとすれば、来年10月に消費税率を2%引き上げないとする決定は郡上市の財政に少なからず影響を与えるのではないかということを考えますけれども、今回消費税率を10%へ引き上げないとしたことよっての来年度の予算編成との関係はどのようであるのか、服部総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今議員言われましたように、10%への引き上げを1年半延期するという方針を出されております。消費税引き上げ分の増収分は、特に社会保障4分野での充実、安定のために活用するというようなことでございます。それで、地方財政の影響として、特に地方消費税交付金と、今議員言われましたように地方交付税のほうの2点に影響してくるかなというふうに考えております。

そこで、消費税5%の時点では地方へは1%と、また現状の8%の場合は1.7%、10%では2.2%という交付でございます。そこで、26年度の予算においては5%と8%、いろいろ混在してございますので1.2%ということで、引き上げ分においては0.2%ということで、26年度においては8,853万円を見込んでおるという状況でございます。それで、この混在がなくなって8%になった場合、地方消費税が1.7%で、引き上げ分については0.7%ということでございます。それで3.1億円、10%では2.2%で、引き上げ分が1.2%で、5.3億円の増収がまず見込まれると、消費税の関係は。

それと、一方では地方普通交付税の関係でございます。交付税でございますが、この引き上げ分においては、普通交付税の算定のときに基準財政収入額に100%算入するというところでございます。それで、逆に今の消費税のほうは引き上げても普通交付税のほうでその分減額するというところで、影響額としてはないというふうに考えております。

ただし、今、この地方消費税の引き上げに伴って待機児童解消のための子育て支援とか、そ

う関係の財源の増加を見込んで行っておる事業がございますので、その事業の延期とか縮小、また見直しなどが国のほうで検討されておるといことで、その面での影響は出てこようかなと思っております。

それで、27年度の予算編成においては、やはりこの引き上げが先送りになったというようなことを想定しながら予算編成に当たっておりますが、今後もその推移、補助制度における見直しなどの状況を見きわめながら、慎重に予算編成に当たっていきたいというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 総務部長の答弁によりますと、消費税の増収分は普通交付税との関係で調整されるので、郡上市に入る歳入金額の増減には大きな影響はないということでありました。しかし、消費税の引き上げ分は国の介護、年金、医療、子育て支援に向けた、そうした国の施策の財源に向けられる面が多いので、そうした国の福祉施策の推進にある程度の影響が出るのではないかと、いう答弁であったというふうに思います。

郡上市においては、昨年から特に子育て世代の支援ということで、18歳までの医療費無料化や第3子は小学校入学まで10万円を支給するというふうな事業など、この国の施策に先駆けてのそうした施策が実施されておりますが、今回の消費税率の据え置きの中で、そうした郡上市の介護、年金、医療、子育て支援の各施策が後退しないことを願っております。

次に、学校教育における人口減少問題についてということでお尋ねをいたします。

昨日の一般質問でも取り上げられました。今春、日本創生会議の人口減少問題検討分科会が発表した消滅可能性都市という言葉の響きと報告の内容に、少なからず衝撃を受けられた市民の皆様もおられたことと思います。

今回の定例会での一般質問では、郡上市の人口減少対策、それに伴う空き家対策に関する質問が数人の議員からあるようであります。私が所属する総務常任委員会では、振興統括と振興事務所長との懇談会を展開しておりますけれども、これまでに実施をした4地域では、空き家を活用した移住対策という課題に本当に真剣に取り組んでおられ、地域振興策のそれは共通した特徴であるということを認識いたしました。そして市の教育委員会では、このたび人口減少問題を視点とした学校教育の課題を明らかにして、今後の方策と当面の対応策を示されました。年々歳々、児童生徒が減少しているという現実に対して、人口減少問題を学校教育の立場から検討し、積極的に取り組んでいきたいという強い意志のあらわれであると理解をいたしております。

子どもたちに郷土愛や愛郷心をしっかりと教え、育むことは大事なことであるということとは十分承知はしておりますけれども、しかしその一方で、ふるさとの定住ということを過度に意識させる人口減少対策を重視した学校教育は、子どもたちの将来を選択する自由度というものを、阻害とま

ではいきませんが、萎縮させることになるのではないかとこのようなためらいの気持ちも抱くところであります。そうした私の懸念に対して、青木教育長はどのようなお考えであるのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、今御質問にあった人口減少問題を視点とした学校教育の課題と、子どもたちの進路選択の自由性との関係についてお答えをしたいと思います。

私たちが捉えておりますのは、ふるさと郡上市の未来を築く郡上人を育てるということを学校教育の課題として挙げております。そこで、じゃあ郡上人とは何かということですが、高い志、これは夢や目標というふうにかえてもいいと思いますが、そのことを思ってその実現のために強い意志と実践力を持って生きる、これは凌霜の心というふうにかえ、心を持って生きるというふうにかえてもいいと思います。それから、もう1点は、ふるさと郡上に誇りと愛情を持ち、その発展を願って考え行動ができる人。3点目として、思いやりや助け合う心を持って共に生きる社会をつくる、そういうために考え行動ができる人。

こうしたことを郡上人というふうにして捉えておりますが、このことを踏まえて、中学校卒業時までにその目標として、夢や目標を持って見通しや計画を持った生活や学習の仕方ができること。それから、自分自身を見つめて自分を生かすことのできる進路目標を持つことができること。それから、ふるさと郡上の自然や歴史、あるいは文化、産業、そういったものを理解をし、特色を説明ができること。次に、郡上の伝統的な芸能、あるいは文化を身につけて伝統行事などに参加ができること。そして、人間関係を築く力を身につけ、生涯大事にできる仲間をつくること。そして、地域活動に積極的に参加をし、地域の人々とともに活動できることと。こうしたことを中学校卒業時までの具体目標として挙げております。

こうした、中学校卒業の後、高校、あるいは大学、あるいは社会へ出るわけですが、そうした人たちがどういう人生を切り開いてほしいかということですが、一つには、郡上の医療、あるいは教育、福祉、そういったものに取り組んだり、社会や産業、そして環境などを支えたりして働き生活をする人生を選ぶこと。これは、郡上で学び郡上で生きるという言葉として表現をしたいと思います。

それから、もう一つは、ふるさと郡上に愛情と誇りを持ち、ふるさとを忘れることなく日本で、あるいは世界で自分自身を生かすことのできる人生を切り開くこと。これは、郡上を生かし忘れず生きるというふうにかえてもいいと思います。こうしたことを踏まえると、郡上に定住をするということは、そういった進路選択を強要することではなくて、ふるさとである郡上で学んだことに自信や誇りを持って生きてほしい、そういうことを願って郡上人という言葉を使って、これを具現をすることが学校教育の課題であるというふうにして整理をしたわけでございます。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 安心をしました。私も実は保護司をさせていただいておる中で、小学校、中学校を訪ねて、薬剤師さんと一緒に尋ねて薬物乱用防止出前講座というのを1年に一、二回させてもらいますが、そのときの最後のこの挨拶とか話は、皆さんはこれから進学で、あるいは就職で郡上を一旦離れられるかもしれんけども、どうかふるさと郡上のことを思い続けながら、できれば郡上で戻って生活をして、皆ですばらしい郡上市をつくっていききたいというふうな話で結ぶわけですけども、今教育長が言われたように、郡上で引き続きといいますか、郡上で学校を卒業してそのまま残る子どもたちも、郡上を離れて都会で生活を始める子どもたちも、やっぱり郡上のことを思いながらいつかは郡上へ、ふるさと回帰でありませぬけれども、戻って生活をしてくれることを願っております。

もう1点、教育長にお尋ねしたいことは、先般、今言いました、示していただいた人口減少問題を視点とした学校教育の課題には、大きな3つの項目として学級・学校の小規模化、小中学校の統廃合、高等学校再編（統廃合）とありますけれども、この3つがありました。郡上市には本年度からスタートした郡上市教育振興基本計画がありますけれども、今回のこの人口減少問題を視点とした学校教育の課題の解決に向けては、この基本計画の教育方針や主な施策の面において見直しの必要を感じておられるのか。

また、課題解決への新たな施策の必要性ということについてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 基本的には、人口減少問題による課題として小中学校の統廃合ですとか、あるいは高等学校の再編等の問題を挙げておりますけども、そうしたことをしなくて済むような教育施策を打っていききたいというふうに思っております。基本的に申し上げたいのは、郡上市の教育振興の基本計画を、これを着実に進めていくことだろうというふうに思っております。

その中で、主な施策として大事にしていきたいと思っておりますことは、1点は、やはり先ほど申し上げましたけども、夢や目標を持って生きる力を育てることが大事だというふうに考えておりますので、小中学校一貫した指導計画、そういったことによって基礎的、基本的な力をつけながら、同時にそれを問題解決や課題解決につなげていけるような、そうした力を持った子どもたちを育てたいというふうに思っておりますし、小中学校を見通した暮らしのカリキュラム、これは進路指導計画ですけども、そういったことによって自分自身を生かす進路目標をきちんと持って生きていくように、そういった意味での指導を進めていきたいと思っております。

それから、もう1点、ふるさとに愛情と誇りを持って生きるためにということで、これもやっぱ

り小中学校一貫したふるさと学習、郡上学というふうに表示をしたいと思います。それによって、ぜひきちんとしたふるさと教育を進めていきたい。それから、次は、これもふるさと教育にかかわることですが、小学校5年生、それから中学校1年生で、現在郡上学ふるさと塾と称して体験学習をしておりますけども、もう少しこの充実を図っていきたいというふうに思っております。それから、公民館活動など、地域の活動や行事に小中学生も参加をするようなそうした方向も進めていきたい。そして、現在も進めておりますが、東京都の港区、あるいは七尾市、志摩市などとの交流を通じて、他地域から郡上のよさを見つめ直すということもぜひ進めていきたいというふうに思っております。

3点目として、文化やスポーツなどに親しみ個性を伸ばすということも大事だと思っておりますので、その中で言いますと、例えば特色あるスポーツとしてのスキーやスノーボードができたり、あるいは剣道や相撲に取り組めたりすること。さらには、歌のまちづくりの活動を通じて短歌や俳句が読めること。それから、郡上おどりなど、あるいは白鳥おどりも含めてですけれども、伝統的な芸能に取り組めること。こうしたことを踏まえて個性も伸ばしていきたい。

最後に、生涯大切にできる人間関係を築くということで、いじめ、あるいは不登校を少しでも減らしていくような方向で学校教育を進めていきたい。こうしたことを実際進めるには、やはり幼保小の連携、それから小中学校の連携、さらに中学校と高校の連携が不可欠というふうになってきます。そうしますと、高等学校までを通じた学びをどのように連続させるかということが非常に大きな課題となってくるというふうに思います。そういう意味で、高等学校の再編というような問題についても教育委員会としてきちんと対応しなければならない課題として捉えております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 私も、郡上市教育振興基本計画の策定に議会代表として携わらせていただいた一人でありますので、今教育長が言われた方針と施策で、この計画が充実した進展をすることを望んでおります。

また、来年の高校入試に向けて、高校の定員が減員になったというようなことでありますけれども、そういったことについても、こうした基本計画の中で、どういう形が一番郡上として理想的なんだというようなことで進めていただくとありがたいなというふうに思っております。

3つ目の質問です。人口問題対策本部の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した平成30年の郡上市の推計将来人口は4万人であります。ことし、初年度でスタートした新市建設計画の将来人口の見通しでは、予想されるこの4万人に対して、人口減少を1,000人食い止めて4万1,000人を目標といたしております。私は、ことしの6月定例会で郡上市が人口減少対策として立ち上げたこの全庁体制の人口問題対策本部の活動体制と方

針についてお尋ねをいたしました。それから半年が経過しております。それで、人口問題対策本部の現在の取り組み状況と新市建設計画のこの人口目標、4万1,000人、平成30年度にというようなこのことを、実行ある具体的施策を持って向かわなければならないと思っておりますけれども、そのあたりについてはどのような考えであるのか、田中市長公室長にお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、手短になりますけれども、お答えさせていただきます。

まず1つ、この人口問題対策本部におきましては、人口のこの分析から求める目標数値といえますか、各分野、政策の対象の分野がありますので、そういうところにおきまして、細分化させた中で一定の目標値を持っていこうというふうなことを一つ取り組んでおります。

また、それに伴いまして、それを実現するための施策の体系ってのはどうあるべきかと。そのためには、現在取り組んでおります全ての関係する事業をもう一度成果について評価をし直して、これをどのように拡大するのか、ブラッシュアップするのかと、こういうふうなことを今研究をしておるといふことであります。

初めに、今の人口の分析について少し申し上げますけれども、この1,000人を平成30年に上乗せしていこうということの前提で、今の人口推移を見ますと、平成26年10月1日の人口動態による推計の人口は4万2,315人でありまして、実に、22国調から比べますと既に2,176人減ってきております。しかしながら、これは国立社会保障・人口問題研究所によります平成26年の推計された人口、この4万2,269人であったものですから、ほぼ推計どおり推移しているというふうにして見てとれます。

ただし、ゼロ歳から4歳までの、この新生児から非常に幼児を見ますと、この社人研の将来人口推計では1,455人であったんですが、郡上市の実態は1,580人となっております、100人以上プラスで推移をしておると、そういうふうな大変うれしい分析が出ております。こうしたものは一番、いわゆる人口の指標では国調と基本台帳ありますけれども、住民基本台帳はやっぱり二十くらいになりますと動きますが、この生まれたばっかのところではほぼ実態に近いというふうにして捉えておりますので、先ほど申し上げたように100人以上プラスで推移をしておるといふのがうれしい数値であります。

それで、こうしたものを見ますと、いわゆる合計特殊出生率で換算をしますと、社人研では平成27年1.59、あるいは平成32年は1.55というふうにされておりましたけれども、平成20年から24年の郡上市の市町村別、保健所別合計特殊出生率は1.78でございます、いわば22国調以降の取り組みの中で、一定のこうした増へ向けた成果があるのではないかというふうにして捉えております。こうした、1.78で仮定をして進めていきますと、ゼロから4歳児の人口は1,577人と推計をされてきますので、平成30年の人口が4万341人というふうにして、現時点では詳細の推計を求めておるわ

けでございます。したがって、4万1,000を出していくためには、残りの650余の人を、ただいまも含めてどのような分野別の目標を持つかということで、大きなくりでいきますと出生数の増加を求めるといことがあります。

それから、もう一つは、お亡くなりになる部分をお元気でより長く生きていただくということ。それから、やはり自殺というふうな悲しい出来事をゼロにしていこうというふうな部分がございます。それから、転入の増加、そして転出抑制と。こういう4つ分野におきまして、例えて言いますと、出生の場面では合計特殊出生率を、これを2.1まで上げていく努力をします。そういうことにおきまして、この5年間で148、残り4年間ですけれどもふやしていこう。あるいは、結婚推進による子どもの増加というもので、この4年間で20人。それから、死亡抑制という分野におきましては、特に65歳以下の生活習慣病予防を強化をすることによって全体で120人程度は目指していけるのではないかと、こういうふうなもろもろのこと。それから、転入増加につきましては、交流移住の推進による転入者の増加ということで、今よりプラスさせるという意味ですけれども、その部分を毎年25人を目指していこう、4年で100人と。地域おこし協力隊を拡大をしていくことによって、しかもその方たちの定着率を高めていくということで十数名求められると。こういうふうにして、ずっと求めておるわけです。

空き家利用、あるいは企業誘致、あるいは業を起す、あるいはUターン者の増加、それから地域資源を生かした産業、活性化、それから大学等への就職担当部署へのPR強化、あるいは新規就農者の受け入れ促進、大型製材工場の稼働開始による山林従事者の増と、等々ということで、各分野で細かく一応目標値を立てさせていただきまして、こうしたものと転出抑制ということで、地元高校卒業者の雇用の場、確保によります転出者の減少、こういうものをずっと見まして、約670名、先ほどの少し上向きの数値を足しまして1,000人と、こういうものを、あくまで机上の数値目標として立てたということでございます。

それを、今度はことしの夏からやっております約120に及びます分野でいきますと、この人口問題対策本部のプロジェクトでは、産業雇用1つ、生活基盤1つ、それから子育て、そして医療健康福祉、交流移住と、5つのプロジェクトチームに分けておりますけれども、この5つのプロジェクト部門におきまして120の事業を今総ざらいをしておるわけですけれども、そういうふうなものの成果の評価、あるいは、それぞれの中身をどのようにすることによって、先ほど求めた各分野の数値を実現できるかというふうな作業を今行っておるところでございます。

これからの取り組みとしましては、この12月末に幹事会を開くことになっておりますので、副市長を委員長とする場におきまして、各部からこれまでの事業の分析と新しい人口目標に向けての新しい施策をどのように追加していくかということについて、この幹事会でしっかり検討をしていきたいというふうに考えております。その上で、すぐ取り組むべきものにつきましては27年度予算

へ向けまして5分野でメリハリをつけていきたいということで、昨日も市長がお話になっておられましたような子育て分野における改善、よりよい制度の充実、あるいは空き家対策の相当な力を入れていく対策と、こういうものはありますが、5分野においてそういうものをつくっていきたいというふうに考えております。ゆくゆくは地方創生の中での人口ビジョンと総合戦略、それから総合計画まで関係をしてまいりますので、そういうふうな全体の政策体系の中で、先ほどの、少なくとも数値を達成できる施策をつくり、そして進行管理におきましては全体の総合計画等の中でもしっかり行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 私も今、市長公室長が言われるように、予想される人口よりも1,000人の人口をふやしていくということになると、成果を求めた具体的な目標数値というものが必要であろうというふうに思っております。

先ほど言いました地域振興事務所長と話す中でも、ひとり暮らしの住民に、生活、あるいは買い物支援などを行うことによって、都会の子どものところへ、あるいは施設へ入所されることを防ぐことができる、これも一つの、今の1,000人に向けての活動じゃなかろうかというようなことを言ってくれる所長もおりました。どうかそうした数値目標が一人歩きをしないように、しっかりと活動の上に立った数字であることを望みながら、平成30年には目標が達成されていることを私も、あるいは議会も協力するというようなことをお約束しながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時55分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 森 喜 人 君

○議長(尾村忠雄君) 3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番(森 喜人君) 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきますというふうに思います。

大変な大雪がありまして、ニュースを見ますと、徳島のほうでも大変な雪の災害にあつるとい

うふうにいわれております。私どもも日曜日には最初の雪おろしをやりまして、大変疲れたわけですが、私のうちの前の家の人がお母さん一人で、その暮れの年、年配のお母さんですが、一人で雪おろしをやっておられました。ほんとに大変なことだなというふうに思っておりますけども、これからまた雪のシーズンに向かってまいります。そうした中で、きょうはちょっと違った質問ですけども、一つは議会改革について。そして、もう一つはサンクコスト的視点ということで、これはつながっておりますので、一貫した質問ということで捉えていただければというふうに思います。

まず、議会改革についてであります。過日、ことしの8月29日、郡上市住民自治基本条例の制定に携わっていただきました岐阜経済大学の准教授であります今井先生をお招きいたしまして、基本的には議会基本条例講演会というふうには書きませんでした。市民に期待される議会というふうに題しまして講演会を開催いたしました。市民の皆様方と理解を深めるという企画を組んだわけですが、その際、40名程度の参加者の中に市長も御参加をいただいておりますので、その感想等をお聞かせいただきたいというふうに思いますが、議会基本条例というのは、これは西暦2007年の3月6日、夕張市の財政破綻がきっかけで進められてきているわけでありまして、これは、夕張市の財政破綻の直接の引き金というのは、これは2000年に制定されました地方分権推進一括法という法律ができたわけですが、それが引き金になったわけでありまして。

この地方分権推進一括法というのは、国と県と市が対等の立場に立つというようなそうした法律でありますけれども、この地方分権推進一括法は、合併特例債という、地方にとってみますとあめを与える、そういう合併の奨励という意味でつくられたものであり、合併できなかった行政に対しては交付金を削除すると。そして、さらに地方財政法の改正によってやみ起債が発覚をしたと。それから、企業会計方式の導入によって一時借金、こうしたものの大きいところは発覚したというようなことで、こうした法律等の制定をされて夕張市の財政破綻の引き金になったというふうにいわれております。そして、その夕張市の隣の町、栗山町であります。この栗山町の議会から、実は議会基本条例というものが制定をされるようになりまして、全国にこの議会基本条例というのがどんどん制定をされていくようになりました。それから、岐阜県下21市のうちで現在8市が議会基本条例というものを制定をされているわけでありまして。

そうした中で、市長が先般講演会に出席をいただきましたので、その感想と、それから市民に期待される議会、もしくは市民が期待する議会というのはどういうものかという点について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っておりますが、今お話がありましたように8月29日、大和庁舎において行われました市民に期待される議会を目指してと題しまして、市議会のほうで企画、

設営をされました特別講演会、岐阜経済大学の今井先生からお話をお伺いしました。私も聴講させていただきました。今井先生は、私どもの郡上市の住民自治基本条例、昨年3月に議決をしていただいたものを御指導いただいた先生で、非常に地方自治には深い理解を持っておられる方であるわけでありませうけれども、そのときの感想ということですから、まず第一に、今井先生が現在の我が国における地方議会が抱えてる問題とか課題というようなもの、非常に市民の皆さんにわかりやすくお話をされていたということ、そのことを第一に思いました。そのときに使われたパワーポイントの資料を今見返してみましても、いわば日本における地方自治制度の中の地方議会というものの置かれているいろんな課題、そういうものを非常にわかりやすく的確に説明をしておられたというのがまず第一の感想であります。

やはり、この中で、これからそういう市民の期待に応えていくためには、日本の地方議会というのはこれからさらに変わっていかねばいけぬとか、さらに進化を遂げていかねばいけぬというお話と、それから、もう一方、市民の皆さんにも議会というものがやはり町と並んで地方自治の担い手であるもう片一方の重要な役割を持っており、そうした適切な活動を市議会の皆さんにしてもらうためには、市民も責任を持つてらんだということも御説明をされていたように思います。よく行政や市議会が遠い遠いということをよく言われますけれども、それは、一方ではやはり市民の皆さんも自分たちの代表として選んだ市議会の皆さんを通してといいますか、やはり、いわゆる住民の意思あるいはいろんなニーズとか、いろんなものを十分伝えて、そしてやはり議論をしてもらって、自治体としての団体意思を的確に決めていくということが大事だというような趣旨のことをやはりお話をされていたのではないかとこのように思ひまして、私としても非常に参考になった講演会であるというふうに思ひます。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 議会基本条例なるものをつくるのが全てではないと私は思っているんですが、しかし、議会基本条例をつくることによってまた変わることも事実だというふうに思ひますけれども、その議会基本条例だけではなくて、先ほど申し上げましたように地方分権推進一括法というものの中にも、いわゆる二元代表制というようなものとか、そうした議会の使命のようなことも書かれてるというふうに思ひます。

それで、二元代表制というのは、これは市長執行部と、それから議会との関係、今までは議会と執行部と上下の関係に考えていたような感じがするんです。ところが、これは本当は対等な関係であるということで、そうした関係であるということがまず大きな間違いだろうと思ひます。そして、この二元代表制をもう少し皆さんも理解をしながらやっていくことも必要だと思ひますし、市長は予算案があり、また条例案の上程であるとか人事権、そうしたものがありますし、議会には議決権

という責任があるということでございます。

それから、二元代表制の中で議会の強化をするということは、まさにこの政策立案が議会ができるということであれば、これは執行部にとっても大変有意になるんじゃないか。つまり、執行部だけのこの案ではなくて議会からは提案される、議会からそういう政策立案がされていけばかなり議案も通りやすいということです、そういったこともあるのではないかなというふうに思っているわけでありませぬ。

そういった意味で、そして、先ほど出てまいりました郡上市の住民自治基本条例の中の第2章、それから第3章、ここにありますが、第2章の中にはどういうふうに書いてあるかといいますと、基本理念が書いてあります。まちづくりの主人公である市民は、議会及び市民等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指しますというふうに書いてありますが、つまり、市民の皆さんにとりますと協働というのはもちろん市長ともそうですが、議会とも協働の関係があるわけですね。そして、二元代表制でもってこの市民の皆様方の意見を、この両方が聞きながらいろんなものを進めていくということにつながっていくというふうに思うわけでありませぬ。

そういう中で、議会の状況を見ますと、特に議会の我々もやっぱり一生懸命勉強しなければなりませぬが、議会の事務局なんかを見ましても、これは非常に機動的に不足がしてるんじゃないかというふうに思います。これは、私の考えではなくて今井講師もはっきりと言っておられた内容でございます。我々議会が不断の努力を惜しまないとともに、議会事務局の強化が必要なのではないかと。現在、優秀な人材4名で構成されておりますけれども、他の自治体もそんなに変わりませぬ。しかし、私はこれから政策立案に耐え得る人材もしくは人数を、議会事務局に登用していただくということも必要になるんじゃないかというふうに思いますが、そうした意味で、市長も議会の強化をするという責任があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてどういうふうにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、ちょっと先ほどお話しされましたこれまでは長と議会との間は上下関係があったのではないかと、それが地方分権一括法によって対等の関係になったというようなちょっと御見解を示されました。私は、その点はそうは思っておりませぬ。これは、地方自治法が昭和22年に日本国憲法とともに、22年が施行ですけども、初めて日本国憲法に第8章地方自治というものができて、そして、その中に地方自治の規定がされて、長も議会もともに直接住民の選挙によって公選されると、選ばれるということが決められ、そして、そうした新憲法のもとに地方自治法というものが昭和22年に制定され、22年に憲法と同日に施行された唯一の法律だというふうに思っておりますけれども、そういう意味では、少なくとも戦前の官選知

事のもととか、そういった時点における長と議会というものはあるいは若干そういうことがあったかもしれませんが、戦後の地方自治制度は、少なくとも理念的には二元代表制に基づく長と議会はもう対等という立場になってから久しいというふうには思っております。

ただ、そういう旧地方制度の残滓というものが多少、府県制とか市制、町村制というような法律が地方自治法の中に流れ込んできとるということがよくいわれてますので、そういう意味では、きのうの議論でいわゆる招集権の問題なんかありましたけども、そういうことあるかもしれませんが、いわば二元代表制、対等の関係、対等協力の関係というのは、もう戦後70年近くこうした関係にあるものというふうには思っております。

それで、ただいま御指摘のように、議会はそういう意味で二元代表制の両輪のうちの一つの輪というものを、大変大事な役目を持っておるわけでありまして、その役割を十分果たしていただくためには、議会のそういう役割を果たしていただくためには、長もまた一半の責任を持ってるとはなにかということであり、それはまた、この前制定をされた住民自治基本条例にもそういう協働関係ということが書いてあるではないかというお話でございますが、それはお説のとおりであるかと思えます。

なお、私が先ほど住民自治基本条例、昨年のと申しましたが、ことしの3月でございましたので訂正をいたしますけども、そういうことで、私どももちろん議会の活動が十分にできるようにということで、その一つの補佐機能である議会事務局の機能というものは重視をしていかなければいけないと思えますし、そのために必要な職員の配置等についても考えていかなければいけないというふうには思っております。

県内の21市の議会事務局の陣容を見ますと、21市の中で4名の職員を置いてる、郡上市と同じでございますが、そういったところが6市ほどございますし、2市は3名ないしは3名プラス臨時職員というようなことでございますので、少なくとも郡上市と同じ程度の陣容を備えているところは21市中8市ぐらいは同じような陣容であるというふうには思っております。

しかし、郡上市の場合に、議会事務局であると同時に監査委員の事務局、あるいは公平委員会の事務局も担っておっていただくということで、現在の事務局の職員の皆さんはよく議会の補佐機関としてやっておっていただきますが、大変だろうなとも思っております。

そういうようなことで、従来から何か、特に最近言われてる政策法務とかいろんなことで、お手伝いをするという意味で、市長部局の総務課の行政係長を議会事務局職員の兼務という形に発令をいたしておりますので、この職員がまた議会のこういう本会議等の開会のときの若干のお手伝いや、あるいはそうした先ほどお話のある議会の政策形成機能というようなものの若干なりとも補佐をするようにという配置はいたしておるつもりでございます。

そういうことでありますので、現在の職員体制の中で、私どもとしてはでき得る限りの体制を整

えさせていただいてるつもりではありますけれども、なお今後、今議会基本条例の制定等を機に議会の機能を高め、強めていきたいという中であって、現在のその体制が十分であるかどうかということはこれからの、また新年度等へ向かういろいろな組織、人事配置の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 失礼しました。二元代表制という問題ですが、これは余りにも皆さん、また我々もそうですけれども、余りにも認識不足であるといいますか、よく把握できてないということが事実だというふうに思います。そうした意味で、執行部と議会との関係というのが二元代表制に今なっていないというのが現実だというふうに思いますので、そうした意味で議会強化ということを申し上げさせていただいたつもりなんです、済いません、間違いました。

それでは、次に行きたいと思います。

さらに、夕張市の話に戻りたいと思いますが、2007年に財政再建団体になりまして、18年間の国の管理下に置かれて現在国の管理下にあるわけです。これは、夕張市が最初ではなくて、1977年から82年まで、これは三重県の上野市で財政再建になったこともあるというふうに記されておりました。この夕張市においては、350億円もしくは500億円の借金がありまして、そしてその結果、財政破綻の結果、公務員の給料が4割削減され、そして職員数が半減をいたしました。そして、人口がピークの12万人から現在は1万人を切っていると、50%が高齢化をしておられるということです。それから、市民税であったり水道料金、下水道料金、それから軽自動車税が、全てが値上げをし、そしてゴミ出しが有料化になったと。さらには、小学校が6校が1校になり、中学校が3校が1校になって統合しました。それから、高校も廃校になったということです。それから、市役所の以外にありました5カ所の窓口もなくなり、行政窓口もなくなりました。そして、市民総合病院は診療所として縮小すると同時に、これは公設民営化をしたというふうであります。33人の人工透析患者は岩見沢の市民総合病院に行かなければならなくなったと。唯一、観光施設だけが幾つか、スキー場であるとかホテルだとか、そうした幾つかだけが売れて、それをお金にかえたということでもあります。

この夕張市の財政破綻の原因といいますか、これはいろいろあるんでしょうけれども、ある本によりますと石炭に執着し過ぎたということです。夕張炭鉱に執着し過ぎまして、そしてそこに余りにも有力な人物がいたということです、政治家であり経済人であったり、そうした方々がいましたのでなかなか路線を変更できなかった。炭鉱から観光へ変更したんですけれども、その石炭の歴史的、石炭の歴史村構想とかそうしたことをやったんですが、いずれにしても補助金に頼り過ぎたと。それから、役人の仕事のいい加減さ、無能さ、無責任さ、借金隠しといったことがあって、そういう中で、いわゆる大改革を断行できなかったといったことが、これが結局は財政破綻になってしまっ

たんだということが書かれていました。

これは、私たちは、郡上市は実質公債費比率18%を切って、何とかそういった方向性はなくなったということなのですが、しかし、これから、これは夕張市を他山の石としてこれを考えていかなければならない。これがいわゆるサンクコスト的視点といいますか、サンクコスト的視点で見ると、サンクコストっていうのは日本語で書きますと埋没費用というんですけども、いわゆる今まで投入したものがあんだけど、これを一切考えないで次のものに転換をしていくということなんです。

例えば事業、いろんな道路だとか橋だとかそういうの、例えば30億円かかるものがあつたとして、そして、15億円で事業が終わってしまうと、あと15億円を積み重ねれば30億円にいくんですが、これ、30億円完成してもなかなか役に立たないと、そういう場合は15億円でとどめて、残りの15億円を次の仕事に回していくという、この15億円かけたお金、これがサンクコスト、埋没費用になってしまうわけです。

例えば、あとネットなんかに出てる例を話しますと、映画館に行って1,500円の映画のチケットを買ったと。ところが、10分見ておもしろくないので、時間ももったいないから1,500円は捨ててしまっ、投入してしまっ、捨ててしまっ、別のことをやるとか、そういう意味でこの1,500円はサンクコストになるわけです。そうした意味でございまして、いろんな、人生でもあると思うんです。いろんなことを、高校、大学と一つのことを目標にしてやってきたんだけど、お金を投入し、そして時間を投入して一生懸命やってきたんだけど、しかし、やっぱり自分のやりたいことは違ったということで、そういうことを捨ててしまっ、次の仕事なり何なり転換していく。そういう、投入したお金であり労力であり、そうしたものをサンクコストと言うわけですが、そうした視点で見ますと、まさにいろんなことを転換していかなければならないんじゃないかなということを考えるわけでありまして。

それで、4つ挙げさせていただきましたけども、この学校統廃合の問題でございまして。もちろん、財政破綻をきたすわけではありませんから、ありますけれども、しかし、今、学校統合問題、統廃合問題というのは、私も当選させてもらいましてからもう7年になりますが、一番最初にこの学校統廃合問題を実は申し上げさせていただきました。中国の四川省の災害を機に、日本でも学校の耐震補強がなされてきたわけでありましてけれども、その学校統廃合問題をやる前に、これは、人口は当然減ってくるということはもうその段階でわかっていたわけです。それでもそれを進めてきた。そして、明宝の小川なんかでもこれを最後までやり遂げて、平成27年には学校の耐震強化は終わることなんです、それを悪いというわけではありません。そういう方針でやってきたんだけど、しかし、それ以降の問題として、やってしまったんだけど、しかし、それ以降の問題としてこの学校統廃合をどう考えるかっていうことをお聞きしたいわけです。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

サンクコスト的な視点で、いわば一定のところで見切りをつけるということも大事だということをお指摘をされているのではないかというふうに思います。そのことはいろんな経済の中で一つの真理であるかなと思っておりますが、例えば、今例に出されました郡上市内の小中学校、先ほども来年度の重点施策として来年度小中学校の耐震補強を全部やり切りたいと。そしてその中には、これからトンネルがいつかは開通、できるだけ早い時期にと望んでますが開通するであろう小川小学校についても改築をしたいというふうに思っておりますが、確かに、そういう幾つかこれまで進めてきました。片や児童生徒数は減るではないかということでもありますけれども、私は現在ある郡上市内の小中学校、これは確かに児童生徒の減少等によって場合によると幾つかを一緒にしたりというようなことをせんらんことは、事態は来るかもしれないというふうに思っておりますが、しかしながら、今、このまま校舎を耐震性というような問題もないままに放置をして、いずれは廃屋とか解体をするというふうにするよりは、現在文科省のそういう耐震補強という意味で国の助成もある中で、やはりこれをやり抜いて、そして、もし仮にその校舎が小学校、中学校として活用しなくなるという事態があるいは来るかもしれないと。しかし、私はそれであってもこの地域の財産としての小中学校の建物はそのほかのいろんな形で、まさに郡上市においては私は小学校、中学校というようなものを一つのコミュニティの拠点として、やはりコミュニティの活性化、維持、存続を図っていくべきだということを考えておりますので、決して、今投入をしている耐震補強の費用等がまさに御指摘のようなサンクコスト、無駄なものになってしまうような将来の校舎、中学校校舎、小学校校舎というものを今整備しておく必要があるだろうということで御理解を得て進めているつもりであります。

したがって、この今、こういう形でやってる努力がサンクコストにならないように、ぜひ将来いろんな、弾力的にいろんな活用等も考えていく必要があるだろうというふうに思っています。ただ、私は、小学校の特に統合等についても、やはり先ほどから申しておりますように、郡上市にとってはそれぞれの地域でやはり大事な機能を果たしているのです、統合というようなことについては余り、ただ数合わせというような形でやるべきではないというふうに思っております。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） サンクコストというのは経済用語なんですけども、サンクコストの視点からすると全部なくした方がいいというこれ例なので、はっきり言うと、今言われたようにいろんな、そうであればこういうふうにやっていきますという答弁をお願いしておるんですが、それで、二つ目に入りますが、ケーブルテレビであります。

ケーブルテレビも、これ一番私きょう言いたいことなんですけども、技術革新がどんどん進む中で、ケーブルテレビってどんどん古くなっていくんじゃないかなという気がするんです。それで、費用だけかかってくるんじゃないかなという感じがいたしております。実は、私も今、スマホにかえました。スマートフォンです、携帯電話ですね、スマホにかえました。スマホにしますと、スマホから電波を飛ばしてパソコンできるんです。これはもちろんケーブルテレビのネットの関係もありますが、これ、スマホから飛ばしたほうが実は料金安いですね、これ言うと皆かえちゃうかもしれないけどね、これ聞いて。そんなことあるかもしれませんが、そういったことも、値段の考えも必要ですし、またあるとき、私、高鷲のほうである若い子が家を建てて、とにかく遠いところに建てました。だから、電線のないところに建ったもんですから、ケーブルテレビを見るためには電線を引かなきゃいけないっていうんで、家を建てる以上に余分に90万円必要だっという話がありました。

そうしたことで、非常にいろんな問題がある中でこの質問を思いついたわけではありますが、ケーブルテレビといいますと今言いましたように3つの機能があります。それは、テレビと、それから防災と、それからネットですよ、あります。ケーブルテレビは、これはテレビと、それから防災IP告知があります。それから、このネットは別です。それから、INGは、これはテレビと、それから防災関係は無線でやるわけです、こういう違いがあります。

今言いましたように、ネット関係はそういった一般の会社がどんどん安くしておりますし、それからこのケーブルテレビの問題、ケーブルテレビは加入から脱退しますと、これはテレビは見れないんですけども、防災のIP告知がなくなります。そうすると無線をまた使わなきゃいけないなことで、いろんな問題が出てくるわけですが、費用ばかりがかかる。そして今、民間でも白鳥までは光が通じてます。これが知らないうちにできてたというような話も聞きますけれども、どんどん光の網目ができていきます。そうなりますと、本当にこのケーブルテレビの存在させるそういう、存続させることも非常に困難さを感じるんですが、その点について、市長、どんなふうにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 現在の郡上ケーブルテレビ、その通信基盤でありますけれども、確かに御指摘のように、一つはこの地域放送としての、有線テレビ放送としてのテレビ放送の機能を持つてるとのこと。そしてまた、いろいろ家庭内における防災等の音声告知の基盤としても機能してると。それからもう一つは、インターネットのネットの基盤としても使われてるとのことです。

順番にですが、テレビのほうについては、確かにいろんなチャンネルも現在は豊富に見えるわけですが、やはり地域放送としての機能というもの、例えば郡上トピックスであったり、市政の広報番組であったりとかいろんな形で、あるいは市民の皆さんの投稿番組であったりということ

で、やはりこの地域性を持ったケーブルテレビ放送というものは今後ともこれを充実をしていかなければいけないと思いますし、そうしたものに対する市民のニーズというのはあると思いますし、それはまたそういう、市民の皆さんに魅力に感じていただくようなケーブルテレビ放送はしていかなければいけないというふうに思っています。

また、特に音声告知等についてもやはり欠かすことのできない機能だと思っております。一番、確かに競合といいますか、技術の革新と、それからそういう、例えば現在NTTさんが八幡と白鳥で進めておられるような光通信としての基盤整備というようなことの中で、今、相当たくさんの加入率があるわけですが、郡上ケーブルテレビのネットからそういうものにかえりかえるという方が出てくる可能性はあるだろうというふうに思っていますし、現に少し出てきておるといことはございます。

そういう意味で、その点については私どもも今後そういったことを注意しながら運用していかなければいけないというふうに思っていますが、ただ、今、例えば一例としてのNTTの光サービスというのが郡上における、現在進められているのはやはりある意味では非常にNTTの光サービスとしても採算性の割高なところということであると思いますので、これが無制限に今の郡上ケーブルテレビのネットワークと全く競合するような形で郡上中を覆ってくれるかどうかということとはわからない。むしろ、それよりも現在のところはやはり採算性というものを考えて、一定の限られた地域になるんじゃないかというふうに思っておりますので、郡上市としてはそういう意味で、採算性のとれないところのやはり通信基盤というものの機能というものを持っていきたいと思っておりますし、だんだん確かに皆様の要求は高くなってまいります、サービス水準が。そういう意味では、先般もある企業経営者から郡上のこのネットワークはちょっと、例えば大量の情報を送ろうとすると速度が遅いんで、もっと何とかしてもらえんかっていうような話もありましたので、そういうことも一定のところでは考えながらやっていく必要があるかもしれませんが、いずれにしろ、技術革新というものをしっかり見ながら、郡上のケーブルテレビ、この情報通信基盤は市民のためになるように維持をしていきたいというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 高山も同様だと思いますが、郡上もやっぱり田舎ですので、そうした意味であまり、こういった分野はケーブルテレビのほうが有効なのかなとも思います。そうした意味でも、ケーブルテレビでどんどん考えられることを考えていただきたいというふうに思います。

そうした意味では、どちらかという観光地ですから、観光地のほうでどんどんこのケーブルテレビの網を張っていくといいますか、そういったことも必要なのではないかと。いずれ衛星時代に入ってきてまいりますので、こういったものもほんとに古くなっていくんだなということを思うんです

よ、今の段階でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3つ目、4つ目ですが、これは長良川鉄道につきましては、同僚議員が質問されましたけれども、いろんなこれ、長良川鉄道もサンクコスト的視点で見れば当然なくしたほうがいいと、これが正解だと思います。しかし、今ずっと市長はこれをなくさないと言っておられますが、そうした意味ではこの長良川鉄道、いろんな、これからあゆパークができたりいろんなものができていく中で、何とか活用するというところもあるんでしょうが、また何かほかに考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひますし、それから4つ目もあわせて行きたいと思ひます。

たかす町民センターですけども、そのほかの公共施設ということで加えさせていただきましたが、たかす町民センターはいよいよ図書館が抜けて新しく診療所の近くにオープンしました。そして、その図書館跡には民俗資料館、開拓史料館というものが来るわけでありますけども、そうなるまいりますと町民センター、また行く人が少なくなってくるんだらうというふうに思ふんですね。そうしたことで、この町民センター等、かなりお金のかかる施設であります。こうしたものを皆で考えてほしいというふうに言われますけれども、なかなかそういう案が出てこないということもあると思ひますが、そうしたものについて、今どんなふうにお考えなのかということをお聞かせしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道につきましては、昨日も申し上げましたけれども、いわゆる沿線の地域の住民の皆さんの日常の交通の足を確保するというところと、それを確保していくためにもやはり収益を上げる、収入を上げる方法としての観光鉄道としてのやはり今後の展開を考えていきたいと、それを推進していきたいと思っております。

それから、今お話のありました高鷲の町民センターを一例に挙げられましたけれども、公共施設についても、これは長寿命化とかいろんな関係で公共施設は一度抜本的に検討はしたいというふうに思っておりますけれども、たかす町民センタークラスのやはり施設は、まず住民の皆さんに十分使っていただくということが基本だろうと思っております。特に、たかす町民センターなんかにつきましては、年間288件ぐらいの利用件数があるというふうに聞いておりますし、そういう意味ではぜひとも住民の皆さんに、図書館は平地へ下りてきましたけれども、いろんなサークル活動であるとか催し物と、そういうものに使っていただきたいというふうに思っています。

また、特にたかす町民センターは、今後高鷲においてウインタースポーツの大きな大会等をやるときには必ず開会式であるとかそうしたことの機能を受け持つ重要な公共施設になるというふうに思ひますので、私としては、高鷲の町民センターは今後とも大切に十分使ってもらいながら維持をしていきたいというふうに思っています。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、いろんな問題があると思いますが、議会がしっかりといろんな提案をしていきながら、そうしたことでお答えをいただきたいと思います。

地方創生法が成立をいたしまして、いよいよこうした意味でも議会が果たす役割は大きくなってくると思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時46分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（尾村忠雄君） ここで、3番 森喜人君より発言を求められておりますので、許可いたします。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 先ほどの一般質問で、サンクコスト的視点というところの2番、ケーブルテレビのところです。ちょっと不適切な発言がありましたので、削除をお願いを申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま3番 森喜人君からケーブルテレビの自己負担の部分の発言について、取り消しの申し出がありましたので、認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、取り消すことといたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、16番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

16番、清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 皆様、こんにちは。まず、一般質問も後半戦へと突入をいたしておりますが、私も議長からただいま許可をいただきました。40分間の時間がうまく使い切れるかどうか不安ではございますが、きょうは質問を3点ばかり用意をさせていただきましたが、特に1番の人口減少対策につきましては、もう既に3名の同僚議員からの質問もございまして、市長もまたかという

ふうにお思いかもかもしれませんけれども、このことについてもまた質問させていただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

最初の1番目は、郡上市の先ほどから出ております人口減少という状況に対して、国の地方創生関連法案も参議院で通過をしているというような中で、いかにこの人口がふえる地域を創生していくかということは非常に重要な課題だというふうに思っております。ここにも1番から5番まで具体的な町村名、市を挙げておりますけれども、既に市長のほうからも発言がありますように、この消滅する市町村なんていうことにそう驚かないといえますか、大切なことではあるけれども、やはりそれをむやみに恐れる必要はないだろうと、むしろそれは一つの警告として受けとめて、自治体がいかに未来に向かって住民とともに地域づくりを成し遂げていくかということにひとえにかかっているというふうなことの視点の中から、むしろ郡上の場合は凌霜の精神であるなにくそかと、おかげさまということやら、郡上一揆のようなあの精神力のパワーでもってこの一つの難局というものを、市民が夢と希望を持って道を開いていこうというふうな意味でのこの受けとめ方を私たちもしていきたいと。市民の皆さんにもそんな思いを伝えていきたいなと思って、この問題を取り上げさせていただきました。

したがって、1番から2番、3番、4番、5番までにつきましてはそれぞれ、これは市長さんの本をお借りした中で出てきた名前もごさいますが、この例も、実例もごさいますが、それぞれ担当部におかれましてこの辺の、例えば石川県の川北町、保育料とか医療費の手厚い支援、子育て支援、あるいは2番目の奇跡の村と呼ばれる長野県の下條村、若者の向けの住宅でおなじみでございまして。

それから、3番の群馬県の南牧村というのは、増田レポートでとにかく消滅する市町村で一番だと、名指しをされたということで非常にここも深刻な受けとめ方をしながら、いろいろ子育て対策、保育料、学校給食費の無料化、あるいは15歳までの転入者の奨励金といったようなことも取り組んでいる。

それから4番目の、ここは島根県では消滅が8割以上とレポートでされておるそうですが、ここの邑南町、ここにつきましては日本一の子育て村構想なるものを立ち上げて、出生率をここは直近で5年間で2.20人、2013年では2.65人という、郡上市は2.08人というふうに広報にも出ておりましたけれども、そういった中で、日本一の子育て村構想というものを打ち上げながら、第2子からの保育料、あるいは保育所の給食費を無料にするかとか、そういった手も打っておられるようなふうにも聞いております。

また、第5番目の第3セクター、これは宮崎県の奥地山村といわれております西米良村というところは、これは第3セクターで女性を支援する中でレストラン的な交流センターをつくって、米良の庄というそういう施設で年間2万5,000人のお客さんを集めていると。人口はたった1,200人ぐら

いだそうですけれども、そんなような例が5つばっか挙げさせていただきました。これらをまずは部長さんに、この辺のところをどんなふうに考察をされて感想をお持ちかというようなことをお聞きをしたいとまずは思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それぞれのこの自治体の取り組みにつきましては、やはり相当強い地域のスケールの問題もありますし、やはりそれは人口の問題もありますし、地域の面積の問題もあると思いますけれども、そういうことの中で、非常に特殊、ある種の一点突破、全面展開というような強いリーダーシップでの取り組みが一つは特徴としてあるのではないかとこのように思います。

それから、一つ一つのことを言いますと非常に長くなりますけれども、エリアが、位置しているところが、例えば大都市の近くのところ立地しているというふうな場合がございまして、例えば石川県の能美郡川北町ですけれども、ここが第1位の増加率となったその背景には、農業中心の施策から転換して企業誘致を推進すると、松下電器産業ですね、その誘致、そういうものを皮切りにしまして多くの企業、大型ショッピングセンターというものをうまく誘致できたということは、やはりこの金沢市という大きな都市の周辺の都市のベッドタウンとしてそういうふうな土地柄がうまく機能をするというふうなところに、そこに最低レベルの水道料金とか保育料、医療費負担ということを導入されて、うまくそれを活用されてきたというふうなところがあるんだというふうに思います。

また、下條村につきましては、これほんとに有名になっておるわけですが、特にここ、村の面積が38平方キロですから、郡上市と比較しますと27分の1ということで、非常に行政効率がよい構造があるというふうに思います。また、ここもやはり飯田市までの距離が車で20分ということですから、飯田市のベッドタウンとなる地理的条件も非常によかったのではないかとこのように思います。特にそういうふうなところへ加えまして、子持ち、もしくは結婚予定者を対象としまして、村の行事への参加とか消防団加入を入居条件というふうにしてうまく地域の皆さんと溶け込むと。そういうふうな取り組みの中で、うまく定住促進の住宅、これ124戸ということですが、飯田市の相場の半額くらいの家賃で受け入れると。こういうふうな、地理的な条件をうまく御利用された取り組みではないかとこのように思います。

この2つと比べますと、郡上市におきましても相当、高校までの医療費の無料化、母子、父子の医療費支援とか、さまざまな社会福祉的な、あるいは子育て支援ということについてはやっているとこのようにして捉えておるわけでありまして、ある種のそういう特殊な地理的、あるいはスケールの条件等々の中で、こちらの自治体におかれては非常に飛躍的な、こういう相対的に飛躍的な取り組みを見られたのではないかなというふうにして思います。

また、いろいろと、この南牧村につきましても、あるいは邑南町につきましても、やはりそれぞれの特徴を生かされておられるわけでありますけれども、郡上市におきましても先ほど申し上げたような、いわゆるそういう社会福祉的な、住民の皆さんに対するサービスの充実ということに、要するに努めてきておられるわけでありますし、また郡上においての、東海北陸自動車道の整備が進むことに伴ったさまざまな企業の現在進んでおる誘致の2つの事例を見ましても、あるいはウインターリゾートづくり、あるいは四季を通じて川とか山とか、大いに利用した観光交流の促進ということにつきましても郡上市も取り組んできておるといふふうに思います。

これからの取り組みにつきましては、やはり一つは、例えて言いますと、しっかり、住民の皆さんが転出、転入をされる届け出のときに、そこでどういうことで郡上を選んで来てくださったのかとか、あるいはどういうことが理由で転出されるのかってことを、自前の調査項目を幾つかつくって調べながら、それをしっかりそれを生かしていくっていうことを今準備しようということにしておりますし、企業誘致の場面でいきますと、現在も2つなっているところで、よく出ている従業員の獲得ができないとか、既存の企業の皆さんもお困りになってるとすると、プロ野球のスカウト集団のような、例えばそういうふうなものをそこに雇用対策協議会とか企業と一体となられて、そういうふうなチームの中でしっかり具体的な獲得を目指していくとか、そういうふうなちょっときめ細かい対応ということも郡上では必要ではないかしらんというような話もしております。

それから、観光交流とか商工振興のビジョンの中に盛られておりますことの中にも、大きな取り組みになるものは幾つかありますので、こうした先進事例を十分勉強しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。それぞれの町村の立ち位置とか規模とかございますし、やれそうなところは、それやれるで郡上もやれるっていうことではないというふうに理解をいたします。こういった事例を市長も御賢察をいただく中で6番目のところをちょっとお伺いをしたいと思いますが、ちょうど国も地方創生という形で法律化も進めながら、これも前に質問が出ておりますけれども、やはり、今回特にふるさと雇用とかいうものを、これは11月の28日の自治日報にもちょっと出ておりましたけど、都会から地方へ移住促進を進めるためにふるさと雇用でお金、給与の半額を助成するというような制度を立ち上げていきたいと。

そして、それには、ただふるさとへ回帰する人たちだけではなく、Jターン、Iターン、全く関係のない方たちが就職する場合でも、むしろそれもやってやろうというふうなことで、補正予算で組もうというような記事がちょっと出ておりましたけども、こういったことを踏まえながら、今回郡上の12月号の中で、日本一住みたいまち、子育てをしやすいまちを実現しますという、郡上市は

宣言しますという市長の顔写真入りで郡上っ子応援宣言というものを私も見まして、郡上も住みよい田舎に選ばれてるというふうな入りから見ても、これだけの広報をされておりますので、やはり新年度、やはりこの辺のところを打ち出す何かシンボリックな宣言を、日本一をつけてもええもんで、日本一郡上っ子応援宣言でもええですが何か、市民の方はこれでわかると思いますが市外に向かって、郡上はこんなことをやってますよというのを堂々としっかりこれ打ち出すべきでないかと、いよいよこのことを具体的に、空き家対策も含めていろんなことあると思いますけれども、移住対策、あるいは子育て対策、いろんなこの郡上市の立ち位置、環境をやっぴり皆さんに知っていただく唯一の、年度としてふるさと創生初年度でもありますので、そういう意味から、何とか宣言を正式に発表をしていただいて、そして、みずからともに若い人たちをこの郡上へ呼び込むということも必要ではないかなというふうに思います。

中には、郡上市に例えば4万1,000人なら4万1,000人を維持するために、人口を減らさないようにするために、じゃあどれだけの人を1年間に郡上へその世代を呼び込んだらいいのだろう。例えば20代、30代の人をどれだけ計画的に呼び込んだらその減少がいかにか抑えられるかっていうような試算も、やっぴりそういったことを数値として目標に掲げて、それだけを目指すために努力しようというそういう努力目標、例えば国交省でいうと、国土のグランドデザインの中では山間地域で毎年人口の1%を定住、増加しようという、1%戻りなさいと、戻らそうというふうなシミュレーションを描いて、人口の1%を取り戻せと、こんなようなことも何か有効ではないかっていうようなことを発表してる新聞もございましたけれども、郡上市もやはりこんだけにしたという願望の中で、じゃあ毎年度これくらいの間人を郡上市へ呼び込もうじゃないかと、そのためにどういう手を打つかというふうなことの具体目標があるというふうなことがいいかなというふうに思うんですけども、そんなことも含めて全体を通して市長のお考えを、来年度に向けて新しいことも入れながらお伺いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ふるさと雇用創出ということで、何らかのふるさと雇用創出の交付金か何かいろんな財源的な手当も国のほうで考えられているというような報道上の御指摘でありますけども、私どももそのような報道があったことは承知しておりますし、もしそういうものが国において予算化をされるということであれば、ぜひとも活用はしたいというふうには思います。

郡上市も今、市の単独の制度として雇用助成金というようなものを、例えば新規学卒者、あるいは一般の郡上市における就職者、あるいは障がいを持っておられる方の雇用促進というようなことでやっておりますけれども、新聞で報じられてるところ見ますと、例えばそういうUターン、Iターン、Jターンというような形で地方で人材を雇用をした企業に対して、かなりの助成金を考えてもいいんじゃないかというような議論があるということですので、ぜひとも導入をしたいというふう

に思います。

リーマンショックのころはやはり地方において雇用が非常に収縮をしたということで、地元で雇用がないということで、地方において人余りがあるのではないかと、あるいはそういう地方において職を求められない人たちが大都市、あるいは都市地域へ流出をしているのではないかとこういうふうに言われておるわけですが、今はもう景気の好況、不況にかかわらず、生産年齢人口という人口層がこれから急速に収縮をしていくという中においては、地方もやはり人手不足、あるいは人材不足と、質の問題を考えれば人材不足ともいえるわけで、そういう意味で非常に人を雇いにくい時代、そういうやはり時代に直面しているようです。これは、この前郡上市の企業経営者の皆さん方と市、商工会主催で懇談会を持ったときにも、どうにもこれからの中核になってくれる人材を雇うことがなかなかできないということでありましたので、ぜひこういう制度があれば多少なりとも、今郡上市ではこの程度の賃金といいますか給与しか払えないけれどもというようなところを、例えばそういう助成金があれば少しでもかさ上げをして、大都市地域とかなり格差があると思うんですけども、そういう点を少しでも埋めるような形ででもやはり人材を確保するという努力をやはりしていきたい、いくべきだと思いますので、もしこういう制度がつくられるならば、よくその辺は注視をしながら積極的に取り組みたいというふうに思います。

それから、今御指摘の、何らかのこの人口減少対策というようなことについて、数量的な目標を掲げてはどうかということでもあります。確かに、抽象的に文言で言ってるだけではその年の成果というものの評価がなかなか難しいということもありますので、ある程度、何らかのそういう評価をするための目安としても、例えばそれは余り精緻な理論的にどうこうということではなくて、例えば先ほどおっしゃったように1年間にじゃあそういう、例えばUターン、Iターン、Jターン者を何人ぐらい大体確保したいかなとかいうような目標を掲げるということは、これはいいことかというふうに思いますので、ぜひ検討してみたいというふうに思います。

それから、もう一つは、確かに一つ一ついろんな施策をやっておりますが、その打ち出し方ということで、少しどんと、日本一何々というようなことで考えたらどうかということでもあります。それもいろいろと有効な訴求力のある政策の打ち出し方ということについて十分研究をし、新年度に向けてどのような打ち出し方をしていくかと。今回の地方創生は、それぞれやはり各自自治体の知恵の絞り合いということになると思いますので、十分検討していきたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) ありがとうございます。いずれにしましても、この人口減少は一つの処方箋だけではなかなかできないということで、総合的な見地から郡上を売りながら、また魅力を持ってもらう、そういう政策の展開がやっぱり急務だというふうに思います。市長の言われるように、

新年度予算に向けて、新年度に向けてまたさらなる御検討を、積極的な施策を期待をしたいというふうに思います。

それでは、2番目につきまして、子宮頸がん対策として、郡上市はHPV併用検診の早期導入を早急に取り組まれる考えはどうかということでテーマに挙げさせていただきました。実は、自治医科大学の鈴木光明教授のお話を聞く機会がありまして、その中で、子宮頸がん制圧の対策として、栃木県の小山市の例を挙げられました。特に、20代、30代の女性を対象に予防検診に力を入れておられて、その検診の方法として、細胞診と、それにプラスHPV検査の併用検診を実施したと。それによって子宮頸がんの検診の質を高めて、さらに未受診者をなくすることが自治体の検診費用も削減したり、さらには医療費の削減にもつながっていくんだというふうなお話をいただきましたので、この実例を伺ってみましたら、まだまだこの併用検診制度っていうのは岐阜県がまだゼロだというふうなお話をそのときお聞きしまして、島根県は特に早くて、既に全自治体で併用検診をやっていると。それから、鈴木先生の地元の栃木においては52%ぐらいの自治体で導入済みだということで、郡上市においても結論として、この併用検診についての早急な検討と導入についての提案を本日行うものでございますが、特に、20代、30代の女性というのは、やっぱり一番健康な女性でおってほしいと思いますし、合計特殊出生率の面から言ったら人口減少で、やはり子宮等の摘出によってほんとにこれから輝いていける女性がそういう病気によって自分の人生が変わってしまうようなことが、一番この世代が特にまた子宮頸がんの発生の率もまた高いというふうなこともいわれております。1年にこのことで3,500人ほどが亡くなっていると、全国で。毎日になると10人というふうなこといわれておりますが、ほんとにこの世代の方々を、やっぱりしっかりした健康な女性として郡上に住んでもらい、また入ってきてもらうということが大事なというふうに思います。余り医学的なことはちょっと僕も承知はしておりませんが、非常にこの細胞診に足してこの健診をすることによってがんのワクチンのあるかないかということがよくわかるんだというふうな話もございました。

このことにつきまして、市長のほうでこれらのことについてどの程度御見解をお持ちか、またそのことについての、導入についてはどんな考えをお持ちか伺いをしたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 特に、これからの次世代の子どもさんを出産をしていただく若い女性の皆さん方、そうした皆さん方が健康で、そして次世代のまた健康な赤ちゃんを産んでくださるということは非常に大切なことでありますので、この子宮頸がんの予防、あるいは子宮頸がんだけでなく子宮体がんの予防等も非常に大事なことであるというふうに思っております。

それで、今郡上市でも子宮頸がんの予防対策ということで、いわゆる細胞診という形で細胞を検査するという形をやっているわけでありまして、郡上市の特色として、一つは、国はおお

むね細胞診、2年に1回でいいというような見解のようではありますが、郡上市の場合は、特に2年に1回でいいですよと言わないで、毎年でもとにかく受診をしてくださいということで、この細胞診ということについて積極的に受診を勧奨をしているということでもあります。例えば、市の平成25年度の受診率は、例えば20歳以上の女性の受診率というのは大体35.1%ぐらいということで、かなり受けていただいているというふうに思います。ただ、目標は50%ということ掲げておりますので、もう少しやはりたくさんの方に受診をしていただければというふうに思っております。

今御指摘の、いわゆるHPVの検査という形でヒトパピローマウイルスに感染しておられるかどうかという検査をあわせてやると非常に早期に発見できるとかというような、かなりやはり効果を上げておられるということであるようではありますが、また一方で、その両者を併用するというこの中において、本来は必ずしもそうでないものを陽性というふうに判断をするというケースもあるようでございますし、そういうようなことで、必ずしもまだ、非常にこの併用方式が有効性というもの十分には検証された状態にはないというふうなことがいわれております。これを併用していく場合にいろんな条件が必要だということもいわれておまして、例えばそれは、そういう受診者の受診歴の把握であるとか、あるいはその細胞診の判断の方法の統一であるとか、それからHPV検査についてもその検査のやり方の統一であるとかいったようなこと、そういうような、私も医学的に専門的なことはよく十分承知をしておりますけれども、6つ、7つのやはり基盤を整備するというか、環境を整備するっていうことが必要だということのようです。

それで、先ほど御指摘の栃木県の小山市においても、そういう一種の検証事業の一環として行われていて、それが恐らくそれに関係をしておられます自治医科大学の先生が、これは非常に有効じゃないかと、こう言われてるということでもありますけれども、厚労省等においては、いましてそういう意味でこの調査の有効性、必要性といったようなものを検証する必要があるというふうに考えているようでございますので、もう少しその辺の事情というものを十分把握をしながら、郡上市においてどうするかということを考えていきたいというふうに思っております。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。市長おっしゃるように、まだまだ普及していないところはやはり課題解決しなければならないやっぱり基礎的な条件があろうかというふうには思いますが、いろいろ検査精度を高めるという意味で、ほとんど細胞診だけではわからない一番最後のとりでみたいな部分が非常に、持病になる、手術をしなきゃならんというふうなことが起きてくるんで、そこを救う部分の併用ということではないかなというふうに思いますが、いずれにしても、健全な20代、30代の女性をやっぱり郡上市では守っていく必要があるかなというふうに思います。今後さらに御検討いただき、制度的にいいものであればぜひ採用していただきますよう

に、これはお願いとしておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、3番目に移りますが、ここに書いて事前をお願いをした質問の内容等のおりなんですけれども、郡上市内の公共施設用地というふうに書きましたが、特に公共施設はもちろんですが、市道なども含めまして買収をして道路はできたと、あるいは建物は建ったと、その中で、所有権の移転登記についてまだ登記までできてないと、いろいろな事情があってできてないという部分もあると思いますし、また人的な面、予算的な面での対応もできないという部分もあったかもしれませんが、そのことについて、旧合併前の旧町村時代にもこれはそういうことでずっと持ち越してる部分もかなりあるというふうに自分は理解をしております。

そこで、郡上市になってからはどんな状況であるかということと、合併前のことから考えるとどのくらいそういうものが現存してるのかなと、未了のところはどれだけあるのかなというようなことをちょっと事前に、そんなことを思いましたので研究してありましたら、本日データ的には、数字的には自分の手元のほうへ未登記処理一覧表ということで、旧町村ごとに16年度末までの未登記と、それから合併後の25年度までの登記済みの処理件数等をいただいておりますけれども、その辺の状況につきまして、やはり町村によって非常にばらつきがございますが、いろいろ思うことは、やはり年数がたっただけでいっていきましてどうしても相続とか、あるいは所有権移転を勝手にしてしまったとかいうこともあったりして分筆までされておいて、登記されていないのか全く分筆もされていないのかというふうなこともあって、将来的にそういうところが、現実には道になっているんで問題はないようなんですけども、土地は登記が移ってないと税金は払ってるとか、そんなようなことも出てくるのかなということも思いながら、実際の状況、数字的にはこういうことでございますが、これからのこれに対する対応とございますか、考え方というものをお聞かせをいただきたいとしたいと思います。

あわせて、もし今まで、現在26年度予算ではどのくらいのものを見ておられて、今後どういう、このくらいやっただけと思うとこのくらいかかるのか、そんなようなもし見通しがあれば、とりあえず担当部長からお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 未登記処理につきましてはお手元のほうに配付させていただきました件数でございますけれども、これにつきましては、あくまでも工事上での確認ということで、現地立ち会いのもとで拾った数字ではないものですから、実際には相違が出てくるだろうということを思っております。

それで、今後ですけれども、確かに土地の確定には地権者、隣接者等の多くの方の御理解と御協力が必要になりますけれども、その中で、平成17年度から不動産登記法の改正がございまして、そこでやはり分筆した土地の残地求積まで求めるようになったということで、非常に測量の経費とか個人の相続等もございますことから、多くの時間と費用がかかるようになったということです。

市としましては、年間ですけれども約1,900万円の予算の中で測量から登記まで実施しております。合併から25年度末で1,800筆の登記をしております。それで、用地につきましては、やはり先ほど議員が言われましたように、年数が経過すればするほど複雑、そういったこととか、あとその寄附採納を受けたときの経緯等もわからないとかってというようなことで、非常に時間がたてばたつほど事務的にも時間がかかるわけでございますけれども、今後におきましても、やはりわかっているところから少しずつでも予算の範囲内の中で登記事務を進めていきたいというふうに考えております。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) ありがとうございます。なかなか至難な仕事ではないかなというふうに思いますが、個人の財産と公の財産がまだこんちゃんしてるような状況もやっぱり現実の中にはあるのかなと、2万筆を超えるというふうな数字でございます。この辺につきまして、市長のほうからはこれを総括してどんなふうなお考えをお持ちか、ちょっと最後にお聞きをしておきたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 本来であるならば、やはり登記上も公的な既に取得しているものについて、そういう登記上もきちっと処理をするというのは望ましいというふうには思っております。しかし、先ほど建設部長が申しあげましたように、とにかくそういう形で未処理で滞積してるものの筆数が2万2,600筆というようなことであり、かつ現在の、年間1,900万円ほどの費用をかけても処理をできるのが100筆から300筆ということで、仮に二百何十筆やったとしても100年間かかるというようなことでありますので、これをももちろん経費をかけて集中的にということも考えられないことではありませんけれども、なかなか難しい問題ではないかというふうに思います。

そこで、現在やってるものの中で、特にもう一度着手をする、特にその処理に向かうところについては、どういうところに緊急性がある、ないしは必要性が非常にあってというような、ある程度重点的に取り組むようなことはもう一度よく検証をしてみたいというふうに思います。基本的には、今までのような予算の規模の中で最善を尽くしていきたいというふうに考えております。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 16番 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) ありがとうございます。なかなかこの問題は簡単にはいかない部分も多いかと思えますので、極力優先順位等また示していただきながら、調査していただきながら、その辺の情報も入れていっていただいて、できるものからできるだけ早くこの未登記問題を解消していただくように、今後とも重ねての御努力をお願いをしたいというふうに思います。以上、3点の質

問、答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますけれども、ここで、大きく3点になっておりますが、実際にはこれ空き家ということで、大見出しをつけませんでしたので、きちんと2つに事務局のほうで分けていただきましたけれども、実際は一つの項目ということでお願いをしたいと思います。

まず最初に、1番のこの空き家、空き店舗の問題についてということで、利活用の現状についてをお伺いしたいわけですが、郡上市にこれ限ったことでもございませんし全国的な問題でもありまして、マスコミ等でもよく取り上げられております。またそれに関しましては、それぞれの自治体でありますとか各商店街でありますとか、いろんなところでの改善に向けての取り組み等もなされておる事例なども報道もされております。

また、この郡上市においても空き家活用ということで、ほんとに真剣に取り組んでおっていただくところですが、白鳥町におきましてはこの空き家活用とは異なりますけれども、市営住宅、またアパート等への、道路の4車線化に伴います公団等の職員の皆さん方が入居されて、ほんとにこのおかげで白鳥のまちへの波及効果もあるというようにお伺いしておりますが、その現状についてはどのようなものなのかをお伺いしたいと思います。

また、一方では、この八幡町におきまして、昨年また一昨年ごろから産業振興公社の職員が真夏に汗をかきながら自転車で駆け巡って、一軒一軒の空き家を調査をしておりましたけれども、その調査の結果についてはどのようなものであったのか。また、単に空き家活用といたしましても、それぞれに所有者があり理由があつてのことでもあります。貸してもいいと思っておみえの方、またいっそのこと売却してもええぞという方、そして夏のおどり等にも帰ってきたい、冬のスキーにも息子たちが来て暮らしたいというようないろんな事情があると思いますが、その辺についての調査の結果はどのようなものであったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） それでは、渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、東海北陸自動車道の4車線化に伴う工事関係者の皆さんの居住について。そして、地域の

波及効果についてということでありました。

NEXCOの中日本または白鳥の不動産関係の方に問い合わせしながら聞いたところでもありますけども、NEXCOの職員さんにつきましては、美濃関のほうから通勤されてみえる方もありますけども、多くの方は白鳥地内のアパートに入居されていると、30名ほどが入居されているということでした。

また、工事業者の方につきましても、同様にアパートに入居されている方が20名程度、そして、そのほかにも自社で仮設の住宅を建てられまして事務所と併用して使ってみえるケース。または、ペンションを借り切って住まれるケース。高鷲地域におきましては、別荘や民宿を使われてみえるケースがあるというふうに聞いております。それで、白鳥、高鷲のほうの賃貸形式の住宅施設についてはかなり埋まってきているという状況でございまして、これに伴う地域の活性化等にもかなり貢献しているものというふうに聞いております。

次に、平成25年度に実施しました八幡中心市街地の空き家の実態調査の結果について説明させていただきます。範囲としましては、この空き家の調査範囲は八幡市街地の北部自治会、南部自治会、東部自治会及び小野1丁目地区ということで、いわゆる旧八幡の市街地を対象として調査をいたしました。郡上八幡産業振興公社のほうに委託して実施したわけですが、調査の結果としましては、全体で353軒の空き家を確認しております。

また、所有者、そして管理者等の確認ができましたものが224軒ということで、この224軒を対象にアンケート調査やら、この中でヒアリングを受けてもいいという方につきましてはヒアリングも行いました。この結果、空き家につきまして、売る、または貸してもいいというところが37軒ほどありました。

また、この空き家につきましては、建物の状態についてもお聞きしております。そのまま使える空き家、そして、一部修繕しなければならない空き家、そして、かなり痛んでおって大規模な修繕を伴わないと使えない空き家というところも調査させていただいております。こうした結果におきまして、かなりの部分で空き家として使える物件があるのではないかとということがわかっております。

また、意向調査の中で、費用の面とかいうところも戸々聞いております。そうした面で、先ほど議員の指摘されましたような、家賃ばかりではなくて夏場には、おどりのシーズンには帰って来たとか、先祖からの仏壇とか家財があつて、そういうものの処理をしなければ貸せれないとか、いろんな条件がアンケート調査のところでわかってきましたので、こうしたことの対応がこれから必要でなかろうかということが思っておるところでございます。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。空き家も353軒、またその中で確認できたのは224軒というようなことで、貸しても売ってもいいというようなところが37軒というようなことでございますが、最近ですが、この八幡の市街地いろいろと見ておきますと、ここ二、三年、新たな店舗の進出も目につくところでありまして、空き家、空き店舗の活用が進んでいるのかなというふうなところも実感をしております。それもまた、どちらかというところの若い方が店を開き、1軒ちょっと若者向きの店みたいな感じもして、これまでの八幡町内のその商店の雰囲気とは若干異なるような感覚ではありますけれども、飲食店におきましてもおしゃれな店というか、ちょっと自分らでは入って座つとると落ち着かんかなというような感じではありますけれども、そんな店が二、三、このところちょっとふえておるんじゃないかなというふうに思っておりますが、この二、三年間におきます出店者が、例えば町内の自分のとこを改造してやられる方、また、市内から八幡へ出てきて、出てきてっていう言い方は大変失礼ですが、来て、店を始められる方、いろいろあると思うんですが、その辺のことに関しての調査はしてあるのかどうか。もしわかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 御質問の近年の市街地での新規の出店についてということですが、これについての公的な調査はまだしておりませんが、産業振興公社等に聞き合わせをしながら調査をした結果についてお知らせさせていただきます。

平成23年で2軒の出店、平成24年で5軒、平成25年で8軒、平成26年で15軒の出店があったというふうに聞いております。これ、年々増加している傾向ということでございます。それで、平成26年の内容で申しますと、通年型の店舗が10店舗、そして夏期だけとか、土日だけ開催というような店舗につきまして、期間限定の店舗が5軒あったというふうに聞いております。

また、出店されている方につきましてですけども、それぞれの軒数まではわかっておりませんが、この八幡の市街地に在住の方が新たに空き家を活用して出店されたということがありますし、その方々の、在住の方々の息子さんが都市部に行ってみえて、戻ってみえて新たに店をつくられたというケースもあります。

また、この八幡以外の郡上市外のところからこの八幡のまちなかへ出店されたというケースもありますし、店だけまちなかへつくって郡上市以外から通って来られるという店も1軒あります。

また、全くの移住という形で来られた方が2軒ほどはあります。こんなところが最近の中心市街地での出店の状況でございますので、よろしく申し上げます。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） やっぱり老舗の和菓子屋さんでも、八幡在住の、そこでも代が変わられて、以前は和菓子専門でつくってみえたのが、今度は代が変わって娘さんが洋菓子専門に始められて、こういうことでまたこれまでと違って若い女性を数名雇用してということで、だんだんとこの八幡の中の店も変わりつつあるのかなというようなことも思っておりますけれども、今の若者は仕事を求める一方で、また逆に自分で何か商売を始めよう、起業しようというようなそんな思いを強く感じる場所でもあります。市は、この若者の起業家に向けての努力を斡旋、支援するような魅力ある環境をつくっていく必要があるのではないか。また、加えてこちらへ来てみえる方を定住させるような魅力ある支援策や条件整備が本当に必要であるのではないかなというふうに思っております。

今回の一般質問の中でも多分に答弁も出ておりましたけれども、やはりこれまで各地の事例を調査、研究もされ参考にもされておると思いますが、来年度に向けましてこの若者が魅力を感じ、この郡上市独特の支援策とか、もし、この現状で空き家、空き店舗を活用させる場合の計画、助成、構想等ございましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部付部長 武藤隆晴君。

○総務部付部長（武藤隆晴君） 若者、そして移住者等の空き家活用、そして起業に向けての支援ということでしたけれども、今現在、空き家の活用に向けた支援制度としましては、市外からの移住、転入については上限30万円で補助率3分の1の制度で支援をしておることがございます。このことにつきましては、過去5年間で6件の実績がありました。

また、空き店舗対策については、実績1件ということとなっております。

また、起業に対しての支援制度の中で、起業に向けた融資制度や基礎的知識の習得に向けたセミナー等も開催しておるということであります。

こうした中で、今後の空き家対策でございますけれども、こうした現在進めておる空き家対策をさらに充実しながらやっていく必要があるということもありますし、そして、郡上市内の各地域におきましては、和良でありますと、和良おこし協議会のほうで古民家を活用した和良おこし公民館を設置するというのもありました。

また、明宝ななしんぼのほうでは、空き家の管理制度をつくって今進めておるということもあります。

石徹白地域におきましては、移住の人を対象とした空きペンションを活用した、移住までの待機のための施設を管理、運営しているというふうに聞いております。

こうした従来の取り組みをさらに進めていくという一方で、この八幡市街地、この空き家調査をした結果、先ほども申しましたように、空き家につきましては家財とか仏壇とかいうこととか、夏場に人が来るとか、お年寄りで新たに水回りを改修してそこに入る人を受け入れるということがなかなか困難な高齢者の方もみえます。

また、移住者、入居者につきましては、都市部での生活に対応するような改修が整ったところではないとなかなか初期投資ができないというような方もみえます。そうしたきめ細かな対応が住宅政策には必要になってくると思っております。こうしたことを進めようと思いますと、行政が直接やるという形とか、民間で進めるとかという手法もありますけども、今現在、空き家調査から始まって、本年度につきましては実際にこういうことを運用することについての実証実験を公社のほうに委託してさせていただいております。

また、公社につきましては、これまでも新町の町家を買収して、そして空き家玄りんという形で何店舗かの店を入居させ、事務所を入居させてやっておる実績もあります。

また、空き家を借り上げてやっておる事例としましては、日吉町の伊之助というところで空き家を借り上げて入居やら観光案内等をさせております。こうした中間的セクター、産業振興公社のようところがやっぱり住民の方、外からみえる方の信用の面も非常に有利なところがありますので、次年度以降に向けましては、公社のほうもこれを進めるに当たっては費用もあります、人材のこともあります、こうしたことを行政のほうで積極的に支援しながら、そういうセクターと一緒に空家対策を進めていきたいというふうに考えております。

また、この市街地でそういうことが有効だということがわかってきましたら、市内全域にいろいろなセクターがありますので、そういうセクターとも連携しながらそういう対応をとれたらなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 答弁いただきました。それで、起業とは別に空き家で定住という観点で、こないだ人と面して思ったことなんですけれども、先ほどの白鳥の道路工事4車線化の工事へ御夫婦で来てみえて、旦那さんはその仕事をやってると。それで、その奥さんが八幡の、飲食店って言った失礼なんですけれども市外から来られたお店で働いてみえて、ほんとにこの郡上が気に入ったが、定住しようかしらななというふうなお話もしてみえたんですが、若者が定住したくなるような施策、30万円のとか金銭的な面はいろいろありますけれども。

実は、きのうの朝6時台のNHKのテレビで見たんですが、北海道の札幌の一部の地域では、これちょっとまちづくりとかちょっと外れるんですけれども、働く女性、そして子育て中の女性の支援ということで、例えば、今美容院へ行きたい、今ちょっと友達と喫茶店へ行きたいというようなときに、NPOとの契約してある個人にお願いをしてその時間を見てもらうと。それで、例えば喫茶店へ行ったら話を聞いて、今度はその預かっている人の家へ迎えに行く。そして、また別の面では幼稚園へ通ってみえるお子さんを連れてきて、自宅で、それはちょうど男の人でしたけれども、定年退職した後の男の人が預かって、そこへお母さんが迎えにみえるというふうなことで、お互いの信頼

関係の中で成り立つとその事業がやられておりましたけれども、1回とにかく500円、時間給にしたら安いんですけども、そんなことで。それと、もう一つの事例としては、全盲の方なんですけれども、事故に遭って全盲になられて、そのふるさとで住んでみえるんですが、両親が勤めてみえて、週に1回委託された人が迎えに行ってまちを歩いて、50分かけて歩いて自宅まで送ると、その間に、その季節の変わり目でのまちの様子を話して実感させてあげるといような、ほんとに何か行き届いた、これがほんとの福祉だろうなといようなことを、昨日の朝、多分誰か、どなたか見られた方もおみえになると思うんですが、そんな取り組みをしてみえて、これ、札幌では来年度は全市で取り組もうといようなお話もされておりましたけれども、大変こういふふうなことにも、逆に言えばもっと力を入れていくのがいいんじゃないかなといふふうに思いましたので、ちょっと事例までと思って申し述べましたけれども、このことで、また来年度へ向けて、これは健康福祉課のほうが関係するかもと思いますが、ちょっと御検討願えたらといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。これは、ただ単に希望だけでございます。

2点目の、特定空き家についての取り組みということでもあります。これ、きのうははや答弁者のほうが先に答弁をしてみえましたので、ちょっとここでやりにくいんですけども、また別の御答弁願えたらと思いますが、空き家対策特別措置法が参議院でも全会一致で成立されまして、来年の6月ごろをめどに施行される見通しであるといふ報道がございました。

市内にも特定空き家と呼ばれるものは多く存在しますが、きのうもお話にありましたけれども、特定空き家というのは倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、そして著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3番目は、適切なる管理が行われてないことにより著しく景観を損ねている状態、4つ目に、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家のことをいうということでありまして、総務省によりますと2013年には全国で820万棟。

また、賃貸や売却、別荘等を除く、ほんとに放置された空き家自体は318万棟ということでは聞いておりますが、これは、この条例が通る前、法令化される前では全国でこれまで355自治体がこういうことに対応するために独自に条例を制定して、該当する空き家に対しては対処されていたところでもありますけれども、法の成立によりこれが不要になったといふことでもありますけれども、これまでは、先ほどもちょっと所有者が明確でないところもあるといふようなことでもありましたけれども、この所有者特定には個人情報保護法の観点から特定に大きな負担と各自治体になっておったといふことでもあります。

今回のこの措置法の施行により、きのうも言われておりましたけれども、固定資産税の情報を利用して所有者を迅速に把握できるようになるといふことでもあります。市においても、この特定空き家に対して法的な措置として建物の除去、修繕、立木、また竹の伐採等の措置の指導、助言、勧告、

命令が可能となり、さらに、要件の緩和により行政代執行の方法により強制執行も可能となり、市の判断による空き家の撤去や修繕命令に従わなかった場合には強制撤去、または罰金を科せることも可能になってくるということでもあります。そんなことで、これ、行政のほうにもいろんなさまざまな課題も出てくるであろうということも予想しておるわけですが、例えば、独居の人で施設へ入られて放置されておって、その取り壊し費用のないような方、八幡の中にもこないだちょっと話題になって、まちの中にある空き家でほんとに見るにもひどいなと思えるようなところ、聞いたらその方おみえになるんですが、そんな取り壊して次に再利用したり何かする財力も何にもないし、これは行政のほうで何とかしてくれるんならっていうような話もあるようですけども、そういうことで、地域の人も弱ってみえるのもありますし、また逆に、複数の所有者で利権が絡んでくるとまた難しい問題も出てくるような情報もございます。

また、取り壊した後の、いつも言われる固定資産税の問題、更地になると6倍になるとかいろんな問題が言われておりますけれども、そんな税制の問題もありますし、その取り壊した場所によっては、道幅が八幡のまちの中のように狭いところでは道路幅を4メートルとると言われると、ここが必要だと言われるとそこでいっぱいまでの土地の利用ができないというような問題も出てきておりますが、そんないろんな問題点も出てくると思います。それで、そんなところでの行政が、今、来年度施行されるであろうこの特定空き家特別措置法の施行に向けて、市の取り組み、6月やでちょっと早いというような見方もあるかもしれませんが、新年度へ向けての準備といたしますか、そんなことも必要じゃないかと思ってお伺いするわけですが、その辺をどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘にありましたように、空き家対策特別措置法が先月の11月19日に成立をしたということでもあります。私ども郡上市の場合も、先ほどから関係部長が話をしておりますように空き家問題の実態把握とかいろいろしてまいりまして、また一時は自前の条例の制定も考えなければいけないかというふうにも思っておりましたが、かなり早い時点から国会において特別対策措置法をつくられるようだというので、そういった条例化はしていなかったわけでもあります。

これによりまして、特に空き家の問題は市有財産のいろんな個人の権利に関することに対する行政の関与ということが出てきますので、でき得ればやはりきちとした法律の根拠がほしいということ、これは自治体の皆が思っていたことであろうと思っておりますので、今回こういう形でできましたので、私どももこれに添って粛々とやっていく必要があるというふうにも思っております。

一番大きいのは、一つは実態把握のために、特に所有者等の特定のための立ち入り調査ができるということ、あるいは先ほどのお話の固定資産税の課税上のデータを同じ行政の内部で参照することができる、活用することができるということ。それから、先ほどもお話ございましたよう

に、特に放置をしておいては危ないようなそういう特定空き家につきまして、これの除却であるとか、あるいはその修繕であるとか、立木竹の伐採であるとかこういったことについて、それを関係の権利者に対してこうしたほうがいいですよという助言、あるいは指導、さらには勧告、そして勧告にも従ってもらえない場合は命令、そして、命令にも従ってもらえない場合は行政代執行に、そして経費の求償といえますか求めると、こういうような、一連の法的措置がこの法律によってきちっとできるようになったと、これは非常に大きいことだというふうに思います。

そういうことで、早速、先ほどもお話ございましたように、一部はこの法律の交付後3カ月を超えない範囲内において施行するということでありますし、特に、先ほどの立ち入り調査とか特定空き家に対する勧告、命令等の措置、あるいは過料の措置というようなものは6カ月以内ということですので、早急にやはり郡上市としても体制を整えたいというふうに思います。これまでも総務部の総務課が空き家対策というのをやっておりましたが、これは、どちらかという今申し上げました特定空き家に関するものでありまして、もう一方の、先ほど武藤統括がいろいろ答弁しておりましたけれども、空き家の有効利用という面もありますので、今回その両面について、やはり郡上市として一体的に対応する全体的な庁内組織というものも必要だろうというふうに思いますので、早急に検討をして体制を整備し、そして、長らくこういうものがないからできないという思いもしておったわけですので、できるものからやはり、特に危険な空き家等については何らかの形でこういう法の根拠を持って対応をしてまいりたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。なるべく滞ることなく、そして、一つ心配するのは、この前武藤統括もあの家壊すよみたいな話をしておったときに、あれは重要なんやでというような話が出まして、外見からいくと危険特定空き家に当たるかと思われるようなところでやはり重伝建という、中に入るとやはりここを直せばこういうふうにご利用価値はあるよというようなところを、その判断をして、例えば持ち主が勝手に判断をされるとこれは貴重なものも取り壊しというような状況になりますので、その辺の判断もこれから、ほんとになるべく情報を早く流して、また情報を早く受け取っての判断で対応していただきたいというふうに思います。時間が来ますので、次移りますので、またこの点につきましては、空き家につきましては今後もいろいろと議論もさせていただきたいというふうに思います。

大きく次の、有害鳥獣被害防止対策ということでありまして、住居付近へあらわれている獣への対策はおみやわなだけでいいのかということをお聞きするわけではありますが、今いろんなところを農家のほうへ入ってお話聞いておると、柵や囲いで囲ったり、また追い払い等でやっておるけれども、ほんと一向に被害が減らんというようなことで、これは狩猟による駆除しか、頭数を減らす駆

除しかこれはないのではないかというような声が随分聞かれてきまして、獣害防止対策もこれまでにほんとにいろいろな策もして費用も講じていただいておりますけれども、一向にその被害が減るような状況にはございませんし、この被害の傾向に関しては、郡上市鳥獣被害防止計画、これの1ページ目に書いてあります被害の傾向というところがありまして、途中から、野生鳥獣の繁殖力の高まりや狩猟者の減少等が理由となって個体数も増加、それに伴い農地を中心とする鳥獣被害の年々増加する傾向にある、増加した野生鳥獣による自動車との衝突や庭木食害、農作物のみならず人的被害も懸念されつつある中、農業者の生産意欲の低下、耕作放棄地の増加を引き起こすなど悪影響を及ぼす大きな要因となつてると、このままが今現状として起きてるような状況で、先日もこの庁舎の前のバイパスを、夕方6時ちょっと過ぎにシカが散歩をしておりましたけれども、このような状況が今のこの郡上市、この八幡での状況でありまして、ほんとに住宅の地域まで出没してきている獣の被害は、おりやわなだけでは、これの駆除では限度があるのではないかというふうに農家の人も言うておられますが、市では有害鳥獣駆除隊も組織し、それに取り組みを進められて効果も実際に上がっておる状況でありまして、今議会でも補正予算をつけたわけでございますが、私も実際、那比で1人で4月からこれまでにイノシシ、シカで70頭とったという方もおみえでありまして、捕獲されておる状況もありますけれども、捕獲以上に獣のほうが実際にはふえておるんじゃないかというふうに思っております。小駄良の一番奥で民家の裏がイノシシの沼田場になつたり、そして、積翠園の裏にはほんとにあそこにカタクリの群生地があつたんですが、それも絶滅しておりますが、道路の土手を掘り起こして、今度は大雨が降ったときには心配だという住民のかたもみえますけれども、この状況を、やはり猟銃等は民家の近くでは使用できない状況でありますので、効果的な農作物の被害防止は、これは頭数の削減しかないのではないかというふうに思っておりますけれども、担当部としてはどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 鳥獣被害に対して狩猟による駆除が必要じゃないかということでございますけど、平成24年に先ほど議員言われてました鳥獣被害防止対策計画をつくりまして、その中にも、対策としましては捕獲による個体数調整というのは明記されておまして、そういった捕獲によるものについても市は取り組んどるというような状況がございます。

それから、被害が増加してるというところがございますけど、24年につくっておまして、被害額のピークなんですけど、これは22年に、これ農作物でございますけど、1億3,000万円ということになっておりましたけど、24年には6,750万円ほどになっておりますし、25年度には5,800万円ということで900万円ほど減っておまして、こういった取り組みが多少なりとも農作物被害には効果が出ておるのかなという思いがしております。

また、最後の質問で、おりですとか防護柵だけでは駆除の頭数に限界があるんじゃないかという

ことでございますけど、今年度の捕獲実績になるんですけど、4月から12月までの最近のデータなんですけど、ニホンジカが1,008頭とっております。これは、昨年と比較すると348頭ふえております。このうちの、わなによる捕獲が748頭でございます。銃による捕殺が260頭ということで、わなで75%を切るぐらいの数字をとっておるということでございます。

また、イノシシにつきましては986頭ということで、前年度と比較して532頭増加してとれておりますし、このうちのわなが917頭ということで、93%はわなのほうでとっておるということで、おりですとかくくりわな、そういったものによる捕獲についてはある程度効果があってできておるんではないかと、そういうふうな思いをしております。

というところから、市としまして、今後捕獲体制のやっぱり確保をするということで、銃もそうですし、こういったわな、おりによる捕獲による個体数調整、そういったものも重点的に進めていきたいというそういう思いで今後も取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、集落全体で取り組むということも今やっておりますので、こういった活動についても、これから集落全体でいろんな複合した捕獲活動をやりたいと、そういうことも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。もう時間を過ぎましたのであれですが、静岡でもシカの被害が随分、あそこワサビとシイタケで8,000万円ほどの被害があるということで、多分資料というかあれをお渡ししときましたけれども、やぐろにはシカの毒殺ということも今研究がされておるようであります。この周りなんかほんとにやぐろでシカということですので、よろしくまた御検討のほどお願ひしたいと思ひます。

以上で、終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、渡辺友三君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

(午後 2時23分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時33分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

市長、御存じかどうかわかりませんが、通告をしていないので聞きませんが、今年度の流行語大賞の言葉は何かと思いますと、「ダメよ～ダメダメ」でした。去年は「今でしょ」とか「倍返し」だとかいう言葉がはやりましたけれども、この郡上市議会のみならず、全国の議会の流行語大賞は恐らく「人口減少」であったり「消滅可能性都市」であったり、そしてこれから「地方創生」になってくるんじゃないかなというふうに感じております。

そういうわけで、地方創生一本について、今回質問をしたいというふうに思います。

初めに、地方創生について、まち・ひと・しごと創生についてということで、総論についてお伺いをしたいなというふうに思います。

この地方創生という言葉は、言葉自体は新しい言葉かもしれませんが、古くて新しい言葉かなというふうに思います。今までもずっとふるさと創生だとか、先ほども市長もこれまでも取り組んできたこととも一致しておるといようなお話をされましたけれども、ただ違うことは、日本全体の人口が減少していると、その中で地方を創生していかなくちゃいけないと、そういうものだなというふうに思っています。

その中で、今までのやり方と一緒にあっていいのかなということ、私は感じています。今までのやり方というのは、要するに国にお願いをして、財源とか予算とかをつけていただいたり、事業のほうをお願いしていたり、そのことももちろん大事なんですけども、それだけではなかなか地方創生というののできていかないんじゃないかということ、私は思っています。

また、もう一つ感じているのは、これから恐れていることですけれども、これから日本の人口が減少して行って、東京一極集中はだめだと、東京一極集中はだめだということに関しては、皆さんコンセンサスを得ていますが、その後どうするかということで、例えば、名古屋の大都市だったり大阪の大都市だったり、そういうところを強くしていると。要するに一極集中よりは三極集中にしようというような議論になっていたり、もしくは政令市ですね、政令市を攻めていくと、そういうような議論になっていくことを私は危惧をしています。

そういうことを考えていくと、これから我々郡上市のような地域が地方創生していくために必要なことは、国に対して制度設計の提案をしていくことだと、まさに制度設計力というものがこれからの首長には求められるんじゃないかというふうに、私は感じておりますが、市長はそういうことに対してはどのようにお考えでしょうか。まずはそのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の地方創生論ということでありましてけれども、御指摘のように、もちろ

ん国として取り組んでもらわなければいけないことが多々あると思いますが、一方で、それこそ国からの政策をトリクルダウンということで、したたり落ちてくるのを待つというようなことだけではいけないというふうに思います。

積極的にこういうことをやりたいと、やるから国のほうもその支援をしてくれとか、そういう意味からすると、やはり地方の側も相当想像力と言いますか、そういうものを持つ必要があるということ、私も同感でございます。

ただ、国のほうとしても、何て言いますか、大枠のところやはり国は国として考えていかなければならないことはあるのではないかというふうには思っております。今回の地方創生がそれぞれの人口減少という、いわば危機感を持ったところがお互いに人口を取り合うという形で、何のことはない、地方の間ではゼロサムゲームをやってしまったという形になりますと、それはある地域からある地域へ人口が移ったということだけでして、先ほどの国家、国としてのやはり人口政策というものはいかにあるべきか。

それで、国の制度として、政策として、やはり、例えば人口一定の規模に保つと、あるいはここまでは持っていこうと、あるいは減少、著しい減少を食い止めようというようなことであれば、国のほうにおいても大きなグラウンドデザインというものは要するというふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 私は、地方創生のために制度設計という力ということを申し上げましたけれども、言いかえるならば、先ほどの議論もありますけれども、国と地方が上意下達の関係ではなく、それこそ真に対等になってこそ、初めてこの地方創生という部分ができていけるんじゃないかということを考えております。

例えば、国の制度に関して、郡上としてこういうことを提案をしていただかないかなどということに関して思っているのは高速道路であります。高速道路っていうのは、本来は、高速道路の料金っていうのは、需要と供給のバランスで料金というのは決められているのがものの値段が原則であります。これを、この原則通りに適応しますと、例えば、全国通津浦々、高速道路が平日80キロのスピードで車が走れるような形に料金設定を組みかえると。例えば、これ外国のほうではその料金を時間帯によってかえたり、走る曜日によってかえたり、技術的には可能なんでしょうけども、例えば、全国通津浦々80キロで車が走っているような状況をつくると、そういうことにすることによって、人の流れ、地方と中央の、都市と地方の人の流れというのは抜本的に変わっていくんだということを思います。

例えば、郡上で言うと、岐阜や名古屋というのも通勤圏ということになっていますし、住むなら郡上がいいよねというような考え方も出てくるんだというふうに思いますけれども、そのことに対

して市長はどう思われるか、お答えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 高速道路の料金制度につきましてはいろんな議論から検討しなければいけないというふうに思っております。平日、80キロで車の流れるようにする料金制度設計というものはいかにあるべきかということだろうと思いますけれども、そういう条件をつくることによって、例えば、郡上市で、郡上市に住まいを持ちながら、例えば毎日名古屋へ通えるというようなこと、あるいは、郡上に、環境のいい郡上に奥さんと子どもさんを住まわせて、自分は例えば1週間のうち頭で名古屋に行ってそれから週末に帰ってくるというような、いわゆる、昔から言われている二地域居住のようなことですね。そういうようなこともできるということでは、そういう一つの条件をつくるということは、地方の活性化にとって非常に大事だというふうに思いますが、今提起をされた、平日で80キロで車が流れるようにということは、区間によってもこのこと自身が、例えば毎日通えるようにするという意味では料金の、極端に言えば無料化とか、ものすごく安くするということがあるかもしれませんが、例えばそういうふうにするによって、例えばじゃあ名古屋に出ていくまでの一定の区間はものすごく車がこんじゃって、渋滞でとても通勤どころではないというようなことになると思いますので、やはりその制度的な設計というものにはきめ細かい点が必要かというふうに思っております。

それと、高速道路の料金というのは、今は、やはりその料金収入でもって、いわゆる全国的なミッシングリンクをできるだけ早くつなぐという考え方で運用をされていると思いますので、そういった問題をそれではどうするかというようにいろんな多面的な考察が必要だろうというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 多面的な考察は専門家の方がやっていただけたらと思いますが、郡上としてどういう料金設定か、郡上としてどういう国の制度が望ましいかという観点から考えていって発信していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

これについてはまた検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いしますし、この高速道路の料金だけではないので、郡上として、国としてこういう制度設計があれば郡上としてはありがたいとか中山間地域にはありがたいといった部分をどんどんアイデアとして出していいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、個別の各論について議論したいというふうに思います。まず、仕事についてでございます。市民の皆さん方や郡上から出られて都会のほうで暮らしている方々からよく耳にするのは、郡上には仕事がない、郡上に仕事がないで帰ってこれんとか、郡上には仕事がないで出ていかざる

を得んというような声を非常に耳にしますし、市長も耳にしたというふうに思います。

一方で、今回の議会でも出ていますが、企業のほうは深刻な人手不足を心配されているという面がございます。これは市民の皆さんと企業のほうで大きなギャップが、認識のギャップがありますけれども、まずそのギャップについてどう捉えているか、商工観光部長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 先日も市内の企業数社を回るような機会がございましたし、また社長さん方に集まっていただいて、経済懇話会も開催をさせていただいております。

その中に、今議員おっしゃられましたように、人手がない、せっかく募集しても人が集まらない、あるいはこれは人材という点でもありますが、そういう人材が集まらないということもお伺いをしておるところでございます。

その一方で、今議員おっしゃられましたように、郡上には仕事がないというその市民の声も聞きますし、またせっかく大学を出てもなかなか自分が希望するような職種がないよといった声も聞いているわけでございます。

ただ、郡上市内の企業について、議員御承知のように、やはり日本国内でも屈指の技術力を持った企業がございますし、世界に通用するような技術、それから商品もたくさん郡上にはそういう企業がございます、非常に魅力的な企業があるということは、これは言えることでございます。

そこで考えられますのは、やはり公的に出しておる就職情報が、そこら辺のその企業の魅力まで訴えるような、訴求するようなその情報がないということも一つあろうかということも考えられます。

いずれにしても、その求職者がそういった情報がなかなか届かないということは大変残念なことであろうというふうにして考えております。

そういったことも踏まえまして、郡上市の雇用対策協議会、こちらのほうで今年度から市内の企業で呼びかけまして、ケーブルテレビ、あるいは雇用対策協議会のホームページからインターネットを経由して、会社の紹介番組というものを流したいということで現在進めておりまして、このところで放映を開始をしたいということを考えておるところでございます。

それから、もう一つは、今御指摘のギャップという点でございます。我々が考えますのは、都市と郡上市での雇用面のギャップということで、まずもちろん賃金の格差、賃金ギャップということもあろうかと思えます。現実、ハローワークのほうでお伺いいたしますと、数万円のやはり中京圏と郡上市との賃金の格差がございます。ということがございますし、また都市的生活機能のギャップ、楽しく暮らせる施設があるのかないのかということもありますし、また都会と比べて職業の選択肢が当然制限をされているのではなかろうかということも考えられますし、また大学等で取得した資格等を生かせるような、そういう職場がないというようなギャップも考えられます。

いずれにしても、そういったことは、我々が考えておるものでありまして、現実どうなのかということは、まだ承知しておりませんものですから、そこでこれことしから試行的にということで、先般議会のほうでもお諮りをしたと思いますが、2月に大学等の就職担当者と市内企業の人事担当者に集まっていただいて、意見交換会を催したいと。これは今回初めて行うわけですが、そういった中で雇用する側とそれから求職側のミスマッチングというのは、本当に何なのかということをお話収集して、お話しを持ってまいりたいということを考えております。

そういった中で、学校や企業、あるいは関係団体と協働しながら郡上市のほうに就職をしていただけという方策を具体的にスピード感を持って講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 情報の部分と行動的な部分というのは両方あると思うんですけども、まず今までは人手が余るという認識のもとで、いろんな商工ビジョン等を作成されてきたと思いますが、これからはなかなか先ほども市長がおっしゃられたように、生産年齢人口がどんどん減っていく中では、人手不足というのは極めて大きなテーマになっていくと思いますけれども、市長はこのことについてどのような認識かお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) やはり今、日本が抱えている人口構造的な問題からすれば、普通ですと、経済が不況ですと人手が余ると言いますか、企業も雇用を切り捨てると、あるいは公共であればそのまたその雇用額を吸収することができるということですけども、どうも今日本が差し掛かっている状態というのは、好況、不況ということにかかわらず、絶対的にどうも働き手がやはり不足をするという局面に来ているんじゃないかということと言われる方もあります。多分そうなっているんじゃないかというふうに思います。

そういう中では、例えば、これまではまだまだ十分ではなかった女性の力とか、あるいは今まで60歳で実質上定年退職してというような、そういう日本の雇用労働の環境をかなり現在の人口構造にあわせていく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても人手不足、労働者の絶対的な不足という直面、状態に日本経済というのは、これは大都市も地方もそういう状況に直面をしつつあるのではないかというふうに、私も思っております。

(2番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 情報の部分もあると思うんですけども、構造的な部分もありますし、郡上

の構造的な部分もあるんだなというふうに思います。要するに、これまた後で人口減少化の人づくりというテーマでまた質問をしたいと思いますが、結局、郡上の産業と郡上の人材供給という部分が、この時点でもそもそもミスマッチをしているのではないかという現状がございますので、また後でこのことについて議論したいと思いますが、特に人材不足が深刻な分野として、医療従事者部分の方々のことが市民の皆さんからも多く意見として寄せられます。医療従事者の方々はまさに市民の安心安全に直結しておりますし、公的な役割を担っていただいております。しかし、これから都市部の高齢者というのは急激な増加という部分もございますので、今後さらに医療従事者の人手不足という部分が懸念をしております。

現在、そのことに関しましては、郡上市では医療従事者の方を対象にして奨学金のような形で申し込んだら、申し込んで郡上の市民病院等に帰ってきて、学業を終えて帰ってきて働いていただければそれを免除というような制度がございますが、結局、この制度だと、要するにまず申し込みの段階で郡上に帰ってくることを決めている人がまず申請すると。そして、卒業をしてすぐに郡上に帰ってこない免除という部分がなかなかできないというような問題点がありますので、ここは思い切ってこの制度自体を改めて、例えば、どんな奨学金でもいいので、郡上で医療従事者の方が帰っていただければ、その奨学金の部分を一定で免除しますよということで、まず入り口の部分を広くすると。

もう一つが、帰ってきた年数ですね、帰ってくる年数の部分で、多くの看護学校とか行く方々にお話を聞くと、やっぱり最初は大きな病院でスキルを磨きたいと、その後で郡上に帰ってきたいという方もみえますので、そういう部分の時間的なタイムラグをどうしていくかという問題がありますので、その部分も改善の余地があるのではないかとこのように思います。

特に、最初の入りの部分で言いますと、今ほとんど私立の病院の方々が、例えば、名古屋とか都会の地域だと、学校を持っているところは、その学校に入ってもその病院で直接働けば授業料はすぐ免除しますよというような制度もありますので、そういうことで郡上の方々がそういう都市部に医療従事者の方が流出してしまうというような問題点がありますので、この奨学金の制度はぜひ見直しをする余地があるんじゃないかとこのように思いますけれども、市長の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、お話が今ありましたように、郡上市、特に看護師さんとか薬剤師さんとか、そういう、あるいは助産師さんとか、そういう医療従事者の確保を図るために修学資金の貸し付けを行っております。これは無利子で行っております、そして一定の、学校へ行っておられる貸付期間があるわけですが、その卒業をして、資格をとって卒業をされたら、直ちに郡上の公的な医療機関へ勤めていただきたいと、公的なところで勤め

ていただくということで、それでずっと勤めていただいて、例えばその方が2年通われれば、その2年が満了したところで、それまでの間は返済猶予をしているわけなんです、返還免除という制度をとっているわけです。

ですから、何て言いますか、今の制度を少しでも改善をするという余地があるとすれば、例えば、今御指摘があったように、例えば、2年間はどこかもう少し広い世界で腕を磨きたいとかいうようなことで、2年後には必ず帰ってきますとかというような約束はしてもらえた方、あるいは現実にそういう方については一定のやはり措置を講ずるといふようなことは検討の余地はあるというふうに思います。

しかし、将来のことはなかなか不確定でありますので、例えば、そういうお約束でお貸しをしたけれども、卒業後に来ていただけないという方には少し、一定の限度をもって、そういう待つ期間を持つのか、あるいは一たんは返済を始めておっただいて、そして現実に郡上市のそういう公的機関の職員として採用されて勤められて、その一定の期間が過ぎたところで、既に返済をしていただいた分をもう一度戻すというようにするのか、その辺のところはあると思いますし、そういう一定の寛容度と言いますか、そういうようなものを設けるべきかどうかということは検討には値すると思います。

それから、郡上市の奨学金だけでなく、例えば、現在の、昔の日本育英会、いわゆる学生支援機構というところで借りておられたそういう奨学金を、そういうものでその学校を出られた方で、例えば、郡上市へ就職をされる方、そういった方に対して郡上市においでいただければ一定の返還免除とは、こちらが貸主ではありませんので免除とは言わないかもしれませんが、一定の要件を見て、そしてその個人の負担をある程度、軽減をしますというようなことは、いろんな制度の弾力的な運用というものは考えられるかもしれないと思いますので、一度検討をしたいというふうに思います。

ただ、今、この医療従事者の奨学金というのを見ておりますと、県内においてもそれぞれの市が、例えば下呂市とかそれぞれの市がやはり自分のところへ帰ってきてほしいということで、奨学金を貸し付けて、一定の返還、猶予、免除制度を持っておられますので、余り他自治体の公的病院なり何なりの奨学金に郡上市が手を突っ込みますと、これはまた双方、双乗り入れでありますから、双方向でありますから、今度はそういうことを今度は他自治体もやられるということですので、その辺はやはりある程度そういうお互いに自治体同士の立場を尊重し合った制度の検討が必要だというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） いろんなやり方があると思いますし、よく検討していただきたいというふう

に思います。また、この医療従事者の方に限りませんが、先ほど、情報のギャップという話がありましたけども、この議会のほうで政策立案を進める会という会をつくってございまして、その中で、医療関係の方々とも意見交換をするときがありまして、その中で出たお話として、一つは、全くその郡上出身の方の、例えば医療系の学校に通われておるとか、そういった情報が実は一番欲しいというようなお話もされました。

結局、個人情報に係ることですけども、例えば、郡上出身の方で、都会に出られている方で、医療従事者に限らず、本当にどういうところでどういうような生活をされて、どういう仕事をされていて、何を学んでおられるかという部分の情報を、例えば成人式のときに情報をもし提供していただけるのならば、そういう有志で情報を提供していただけるようにすれば、この人口減少に対する政策を打ちやすい前提の情報が整っていくんじゃないかと思っておりますので、しっかりその辺の部分も検討していただければというふうに思っておりますので、よろしくお聞きをしたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、人口減少化の人づくりについてお聞かせを願いたいと思っております。

人口減少化に当たっては、高校の重要性というのは極めてましているんじゃないかというふうに思っております。先ほどの人材の、働いてくれる人にもそうですし、今回、郡上高校の定員が40名減らされましたけども、この部分がもし1校に、将来的に1校になっていたらますます郡上の人口の減少というのは加速度的に進んでしまうんじゃないかという危惧を持っております。

以前、一般質問でも郡上高校、北高校の両校の学科の再編や新しい学科をつくることという部分は2校、体制維持にとっても人手不足の産業界にとっても郡上の人口減少にとっても大切であるというようにお話をさせていただきまして、市長のほうでも検討をさせていただいたようでございますけれども、IターンやUターンで有名な海士町は、初日の一般質問でも市長、答弁でお答えになられましたけれども、そこの島の高校が隠岐島前高校という高校がございまして。私は、この高校すごいなとか、ここの町がすごいなと思ったのは、総合計画の中にこの高校のあり方を位置づけているということでもあります。もちろんこの隠岐島前高校は県立高校でありますし、海士町は町村ですけども、自前の総合計画の中で高校の重要性というものを認識して、しっかりと総合計画の中で、こういう高校があればここの海士町は再生していくのだということを明確に位置づけられると、これはすごいことだなということを感じております。

これは、まさに県との関係ですけども、先ほど述べました、制度設計力の部分についても、これが大切なんだという照査なんだというふうに思っております。

高校のこれからのあり方についてどういうふうに考えて、どのように郡上市の意向を県のほうに伝えていくべきか、その戦略について、教育長、市長の順番にお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、お尋ねの高等学校教育のあり方についてですけれども、高校の教育のあり方のみを考えても、恐らく質問旨に合ったことにはならないというふうに思いますので、小中学校と引き続いてどうするべきかということを考えの基本としたいと思います。

その前に、市内の中学校、高校を卒業した生徒がどのぐらい郡上に残るかということについて、まず数を挙げてみたいと思いますけれども、中学校の卒業生で郡上高校、あるいは郡上北高校へ進学する生徒は卒業生の約80%です。ですから、80%の子がこの時点では郡上に残っているというふうに考えていいと思います。

その卒業生、今度は郡上北高を卒業する生徒の状況ですが、卒業生の139名中、市内で就職する生徒が41名、これは卒業生全体の約29%に当たりますから3割ほどが残っているというふうに思いますし、一方郡上高校は262名の卒業生のうち、市内に就職する子が13名ですので、これは卒業生全体の5.7%に当たります。

そうしますと、郡上高校、郡上北高校の卒業生で市内に就職するという子は、合計すると13.4%ということになりますから、中学校、高校含めて徐々に市内に残る子は減ってくると。

ただ、大学、あるいは専門学校、あるいは外で働いて郡上に戻ってくるという子もまたおりますので、そういった子を加えともう少し数はふえるというふうに思いますが、いずれにしても郡上を支える人が不足してくるということは、これは非常に大きな課題だというふうに思っております。

上田議員さんの御質問のときもお答えはしましたけれども、小中学校の教育の段階でぜひ郡上市民として期待する進路として、郡上で学び郡上で生きる、例えば、医療や教育や福祉などに取り組んだり、あるいは産業や環境などを支えたりするというで働く、あるいは生活をするを期待はしておりますし、もう一つは、ふるさと郡上に愛情と誇りを持って、どこで生活しようが忘れないでということで、郡上で学び郡上を忘れずに生きるという進路、もう一つは、一度は県外、あるいは国外へ出て学んだり、あるいは働いたとしてもいつかは郡上で働き、あるいはいつかは郡上に暮らすということで、郡上で学び郡上に戻るという、そういったことを進路として選んでくれることを小中学校の教育としては期待しています。

したがって、小中学校では小中を通してふるさと教育に力を入れていきたいというふうに思っておりますが、大事なことは、その学びが高校で連続するかしないかということだろうというふうに思います。これが、田中議員の質問の趣旨にあってくるかと思っておりますけれども、私は郡上で学び続けることができる魅力ある高等学校教育がやっぱり実現すべきだろうと。

例えば、医療や教育、福祉などに取り組むことを進路として選択できるような高等学校の教育、それから農林業や農産加工に取り組むことを進路として選択できる教育、そして土木や建築、あるいは観光などの産業に取り組むことを進路として選択できる教育、そして中学校から引き続いて部活動が続けることができる教育、こういったことを高等学校の教育として期待をしております。

具体的な方策としては、郡上で学び続けることができる魅力ある高等学校の教育を実現するということでは、やはり北高、それから郡上高校の先生方と市内の先生方とは定期的に懇談をする機会を持たなければならないということを思いますし、それからふるさと教育に係るいわゆる郡上学を高等学校でも教育課程の中に取り入れていただくということが必要です。

そうすると、小中校を通じたふるさと教育というものについての一層の充実を図っていかねばならないというふうに思います。

また、市内の社会や産業を支える人を育てるという意味で、高等学校の教育で言えば、これは直接的には学科の再編成であろうというふうに思いますし、地域との連携であろうというふうに思います。

そういったことについては、学校関係者も含めて、例えば、企業の関係者、あるいは行政の関係者、あるいはPTA、そういった比較的、郡上高校、郡上北高校にかかわらず、高等学校教育についての今後考える意味でもその協議機関を設けるべきであろうと思っております。そうした協議機関で協議されたこと、あるいは具体的にその懇談する中身も含めて、そこで、例えば県の教育委員会に対して提言できること、あるいは要望できることについてはきちんと整理した上で県の教育委員会へ働きかけるということをするべきであろうというふうに考えております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 島根県の隠岐島の海士町の総合計画の中に、その島根県立高校の島前高校についての言及があると、計画があるということではありますが、一つの見識であるというふうに思います。

先ほど来、いろいろと議論になっております地方創生という中で、私ども郡上市もこれからも生き残りを図っていくために人口ビジョンや総合戦略というようなものも立てていかなければいけないと思いますので、そういうものの中身としても、私どもやはり所管は県でありますけれども、郡上高校や北高校が私ども郡上市にとってはどうあってほしいかという提言、あるいは要望というような形になるかもしれませんが、そういうものを先ほど教育長のほうから答弁があったように、いろんな人の衆知を集めて、あるいはコンセンサスをつくりながら、方向をまとめて表現していきたい、そしてできればそういう形で実現を目指していきたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） ぜひやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、5番、兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可を得まして、最後であります、一般質問を行いたいと思います。

今般は、私最後ですので、振り返りますと、人口減少、あるいは空き家はかなり出まして、ずっとたどると、私の答えがほとんど出切っておるような感じがいたしますけれども、あえて若干ニュアンスが違うということで行いたいと思います。

現在もその日本の社会問題の中で、やはり今までも多く議論されました空き家の増加というのがございまして、2013年度の空き家の数は、先ほど渡辺議員が言われたように820万戸で空き家率として13.5%と言われておりますが、また5年ごとの住宅土地統計調査では、25年度の総住宅数の約5,759万戸に対しまして空き家は757万戸ということで13.1%だそうであります。

その中で、日本というのはまたおかしなところで、どんどんどんどん新築をされまして、年平均80万戸の住宅を新築されているということで、昨年度は消費税の駆け込みで99万戸が、新築があったということで、若干空き家がふえる新築もかなりあるということであります。

そういう情勢を見ながら、この国の空き家の問題というのは、都市と地方によって多少は事情が違ってくるとは思いますけれども、基本的にその多くは戦後の住宅不足から政策によって持家制度が奨励されていたということで、日本のこれはある程度、特色があるんじゃないかと思っております。

その高度経済成長から伴いまして、地方から都市へ流出した人たちがどんどんどんどん家を持って向こうへ移り住んだということで、一時期新築がふえたわけですね。国にとっては、それが今の形になっているんじゃないかと思っております。

そんな中で、郡上市に目を向けますと、明らかにここ近年その目に見えて人口も減ってきますし、空き家もふえてきたと思っております。近年ふえた空き家のその中でも、先ほど来、話がありましたように、改造を要するものや改造の難しいもの、あるいは再利用できるものといろんな種類がありますけれども、まず1つ目の質問として、郡上の住居としての空き家はどのぐらいあるか、またその中で貸し出してもいいとしている空き家はどれぐらいあるのかお伺いしたいと思いますが、これは先ほど、八幡の市街地に関しましてはお答えがありましたけれども、それ以外にありましたらお教えいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市街地においては、先ほど武藤統括が回答させていただきました。これがその数字でございます。またそのほかに、空き家と言っても、危険な空き家とまた廃屋というよ

うなことで、市としては調査してございます。そこで、この調査は通常、居住者がいない家屋全てを対象とするのではなく、ほとんど管理されておらず、災害時等に倒壊の恐れがあるものや老朽化により建築物の落下等の危険性があり、改善が必要な家屋を対象として調査したものでございます。

それでまず24年に調べたときには260軒ということでしたが、26年度に再調査を確認作業をしました。そこで242軒と、また18軒の減少であったということです。それで、242軒の中で、管理について改善が必要と思われる建物は125軒ということでした。これは4項目ほどございます。

まず1点が、ほとんど管理されておらず改善が必要と思われる建物は61軒でございます。2点目が、災害時等に倒壊及び破損により周囲に危険が及ぶことが想定される建物でございます。これが59軒でございます。また、3点目ですが、入り口や窓が破損していると侵入可能な状態で青少年等の犯罪の温床となる可能性のある建物でございますが12軒でございます。4点目は、ごみや産業廃棄物等が投棄されている等、周辺の環境衛生や景観によくないと思われるものは8軒という状況でございます。

この中で、やはり一番2点目に話させていただきました災害時等に倒壊及び破損により危険が及ぼす建物ですね、59軒が改善が特に必要ではないかなというふうに考えてございます。

また、市全体の空き家については、活用空き家については調査はしていないということと、また現在、空き家バンク等で市のホームページで公開しているのは3軒ということでございます。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。今、空き家バンク3軒というふうにお答えがありましたが、空き家の有効利用の取り組みですね。これ以外に先ほども話がありましたが、もし重複しない部分がありましたらお伺いしたいと思いますし、また先ほどの特定空き家ですね、危険な部分に対して、今までに苦情を受けたり何かをしたことがあったかということに対してお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 有効活用の件は、先ほどの回答と同じでございます。それでもう一点の問題となっている空き家ということでございます。これは国道沿いで長年空き家になっているために屋根や外壁の落下とか落雪の危険性等があつて所有者に、平成24年からいろいろ改善を求めた案件が1件ございます。これは、この問題は22年から問題が発生してございます。先ほど市長も回答してみえましたが、やはり22年から2年間、やはりこの方の住所とか連絡先を探すに非常に苦労しておつたという状況でございます。その中で24年にこの方はたまたま別件で来庁されたという中で、電話番号等もお聞きして協議を進めてまいつたという中でございます。それでも、今現在にお

いては、まだそのままということで、非常に市としても苦慮しておるという状況でございます。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

ちょっと趣向変わりますけども、今後の住宅ですね、空き家といいましても、先ほど来ずっと話がありますように、利活用できる空き家と、それから危険な空き家という2種類の問題があるわけですけれども、もう一つ、その利活用に対しては、今度は空き家と、それから公設公営の住宅ですね、この2つを考えていかないいけないと思っておるんですけれども、公設の住宅というものは新市建設計画の中で整備及び維持が計画されておるんですけれども、私たちの委員会の中でも話がありましたのは、白鳥とか八幡とかというその市街地ですね、これは民間が十分活用できるやろう、しかし、それ以外のところというのは、やはり今までのような公設の住宅なりが必要なのではないかとというような話もありましたけれども、それでも、今までの既存の、国の補助を受けた住宅というのは減価償却にそぐわないような家賃というのがございまして、いつまでも家賃を払ってても物にならないと、すると、30年払っていくなら住宅のローンが組めたんやないかというような、そのようなところもあると思うんですけれども、そういう中で、例えば公設の住宅をつくろうと思うと一部分に偏る、あるいは何か所かという部分にあると思うんですけれども、郡上のような広いところでは、やはり均等にある空き家を利活用した住宅として、ができるならば、それが有効な手段ではないかと思っております。先駆けて成功している例もあるんですけれども、これに対して今どう、考え方としてはどうでしょうかということをお伺いしたいと思っております。

ちなみに、先ほど来、日本独自といいましたけども、欧米というのは、新築と中古の住宅の取引というのは中古の割合が、まあ、国によって違うんですけれども、70%から90%が中古の住宅の取引ということで、本当に新築が少ないということなんです。それは、経済的にいいか悪いかというの、また別として。で、日本も将来的にはやはり中古の家を買ったり借りたりするということが今後多くなるような気がするんですけれども、そういう点で見ますと、日本の住宅というのは、近年、余り耐用年数の長い住宅というのは減ってきたんですね。20年、30年で建てかえなきゃならんというような住宅も出てきておるんです。そういう面では、田舎というのは、昔からある、100年以上もというような住宅があるということで有利ではないかと思っておるんですけれども、先ほどの個人の住宅と、それから空き家の利活用のバランスですね、これについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 空き家を公営住宅としてという御提案だと思いますけれども、現在の市の公営住宅の状況ですけれども、市営と市有を合わせて600戸を管理しておりまして、入居率にし

ましては約95%の状況でございます。

それで、今後、公営住宅の整備につきましては、やはり年々人口が減少している中で、建設計画等でも位置づけはしておりますけれども、郡上市として今後建設等をしていく中では、いろんなやっぱり研究課題があるというふうに思っております。

仮に、今、空き家等を公営住宅として活用するといった御提案等の意見の中では、やはり一番住宅として使用していただくには、耐震等の安全性のことが一番、大丈夫かといったようなこともございますし、また田舎の家等々は、丈夫いですが、そういった、年数もたつとというようなことで改造費等々予算的なことも考えられますし、また空き家ということで、1カ所にはないということで、点在するといったような中で、やはり効率的に管理ができていけるのかなあといったようなこともちょっと思っております。

それで、今後ですけれども、やはり先ほど議員さん言われましたように、民間の賃貸住宅のある地域と、地域でない地域と、それはそれぞれ郡上市の中にもありますけれども、やはりそういった、賃貸のあるような地域については、やはりその地区で住宅を、その地区でつくらないかのかといったようなこと。あるいは、やはり民間の方の力でやっていただくほうがいいのではないかとといったような考え方もあろうかとは思いますが、やはり地域ごとの住宅の実情を見ていく中で、今のこういった空き家情報等も、そういった方の業界の方と共有する中で、市全体としての需要と供給を考える中で、住宅施策と空き家対策について総合的に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) どうもありがとうございました。

先ほど渡辺議員の話の中の答弁には、武藤統括のほうから中間セクターですか、中間的セクターですね。今、他の地域についても、そちらのほうへ支援していったらどうやというようなお考えがあったと思うんですけど、まだまだこれからの話だと思いますので、じっくり御検討願いたいと思っております。

そして、先ほども話が出ましたが、さきの臨時国会で可決された空き家対策を推進する特別措置法ですか、これ、今後、その、空き家の住宅に対する特例の廃止とか、あるいは更地にした場合の固定資産税の軽減ですね、こういうのはある程度これから考えられてくるんじゃないかと思っておりますけれども、例えば、空き家を更地にすると固定資産税が6倍高くなるとかというような、それで空き家を壊すのが少ないよというような話、よく聞きますけれども、実際問題、これが額としてどのぐらい違うんやということ、私、わからないもんですから、一遍ちょっとその平米数によっても違うと思うんですけども、例を示してちょっと教えていただきたいと思いますが、よろしく

お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 住宅の敷地に対する固定資産税の軽減措置ということでございます。

まず、土地の課税標準額を算出するには、この係数というのは、これ、評価額の200平米以下については6分の1と。また、200平米を超える部分においては3分の1ということです。もし200平米、250平米ありまして200平米は6分の1ですが、50平米は3分の1ですということです、の引き下げが特例ということで、これが住宅用地の特例でございます。

この特例を適用するには、居住の用に供する土地ということでございます。それで、200平米以下の敷地であれば課税標準額は評価額の6分の1に軽減されるということで、もし居住の用に供しないものにおいては課税の標準額は評価額の70%ということですので、住宅を撤去した場合にはこの特例が適用できなくなるということで、上昇としては約、最大4.2倍の上昇になるということでございます。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

例えば、よう大きさでいうと東京ドームの何倍ちゅうてテレビでいうと、何やそれちょっともわからんというようなもんで、何倍て聞いてもわからんのですけども、それは場所によってその評価額が違うもんで実際はあれなんですけども、大体中核くらい辺でその200平米のものが住宅用地だどどのぐらいになるんですか。大体というと、例えば幾らから幾らぐらいというような幅があると思うんやけども。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 税率が1.4%でありますので、これ、大体といたしますか、もし100万円のものであれば1万4,000円ということですね。それが今度4.2倍になるわけですね。その1万4,000円がまた4万幾らになるというような状況になるということでございます。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

どちらにしても、僕の住んでいるようなところは、そう坪単価が高いとこやないもんであれなんですけども、これは参考としてお聞きしたんですけれども、その次にですけども、もし先ほど来話がありましたように、危険な空き家としての特定の空き家ですね。これが、本当にここは特定でここは特定でないという色分けできるならば、例えば、目的税を課することができないかというふうに、私、思うんですけれども、それが財源というほどではないと思うんですけれども、将来ふえてくる

ことによったら、例えば、それが更地に撤去する促進になったり、あるいは改修したり何かするための多少なりの援助になるような気がするんですけども、どうでしょうか、目的税を課すなんてことは無理でしょうか。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 確かに、空き家の中でもそういう特定空き家と言われるようなものが、今度の措置法できちっと分類、指定できるというようになった場合には、それが非常に危険なものでありますし、できれば、できるだけ早く解体撤去なりをしてもらいたいということでもありますので、一定の政策目的から何らかのことはするという事は考えられないわけではないというふうに思います。

先ほど総務部長が説明しましたように、現在の制度ですと200平米の例えば宅地に、そういう、どんなに危険な家屋であっても、最終的な、評価額の最後、20%課税標準ですね、20%のところまで下げどまりになって、その分だけは家屋に対する課税が残るわけですし、一応20%ということなんですけども、そういう、そしてさらに、その建っている土地については6分の1という適用があるということですが、そういう、何らかの、できるだけ早く持ち主に、そういう、家屋について解体撤去等を促すという意味で全国の市町村の中では、そういう危険な、老朽危険空き家が見かけ上といますか、とにかく家が建っていて、そして、いわゆる今の住宅用地特例という形で土地の固定資産税が非常に軽減されて課税をされているという、その扱いを自治体の判断によって、特定の、そういう、危険なところについては、解除するといいますか、要するに、6分の1の優遇をやめるということをやっている自治体もあるように聞いております。

そういう方法も一つあるんですけども、これはただ、地方税法でそういう一定の要件があるものについては、底土の固定資産税を6分の1にするという規定があるので、それを条例の、自治体の裁量によってどの程度できるかという点については、若干税法上も疑義があるようでありまして、ちょっと難しいかなとも思います。

そのほか、今のそういうものに対して、さらに課税を何らかの形で強化するということになるわけですけども、目的税ということで、法定外の目的税ということでもありますので、それについては、相当理論武装をして、総務大臣の同意を求めなければいけないというようなことで、いろいろ、この空き家対策において、そういうアイデアがパブリックコメント等では出されてはいるようですが、まだそれを実際に、そういう形で法定外の目的税という形で実施をしている自治体はないように承知をいたしております。

いろいろ理論的にも難しい問題があるようでもありますので、例えば同一物件に対する二重課税みたいな問題とか、いろいろあるようですのでよく研究をしてみたいというふうに思います。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

これ、先ほど来話がありましたし、要は更地にした場合、軽減税率ですね、の特例とか、あるいは、その、危険家屋に対しては今までの特定をなくするというような対策を練られるということでもありますけれども、それよりもっと目的税を課したほうが手っ取り早いんじゃないかと思って提案したんですけれども、また、もしその辺のことあったら、またお考えいただきたいと思っております。

もう一つ、空き家というのはやっぱり、先ほどからずっと出ますと、空き家バンクと、それから空き家条例というんですね、2つの、いろんな地域がやってる条例があって、中には、その、空き家条例というのはやっぱり都市部に多くて、空き家バンクというのはやっぱり地方に多いということなんですけれども、これ、先ほど市長さんも全体的なその組織というのは、早急に考えていきたいというふうに言われたんですけれども、実際問題、どうでしょう、どこらあたりで所管がされるところと思われるか、もし、またあったらお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 従来、郡上市においては、空き家の、そういう、危険な空き家というものについては、防災等の関連から総務部の総務課において、この問題を主として検討してまいりました。また、特に町場の空き家の活用、商店への活用とか、いろんなものについては主として商工観光部のほうでやってまいりました。あるいは、先ほどから話が出てるように、例えばこれを公営住宅とか市有住宅とかというような住宅対策として捉えるとすると、これは建設部というような所管になるかと思っておりますけれども、そういう問題を全面的にいろいろな角度から検討をするということになると思っておりますので、私としては、それを全庁的に取りまとめるところとしては、一応これまでも危険空き家の関係で所管をしておった総務部の総務課あたりに全庁的な取りまとめを、そういう、郡上市としての空き家対策の全体の組織の一つのかなめというものを置きながら、ただいま申し上げたように、これについては商工観光課あるいは建設部等とも連絡し、さらに大切なのはやはり空き家と一口に言ってもこの郡上市においていろんな事情がありますから、やっぱり振興事務所というものもしっかり、一緒に参画をしてもらいながら対応していく必要があるというふうに思います。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。やはり、いろんな、他方面にわたっておる問題でするので、なるべくなら一本で早くまとめて、問題を進めていただきたいと思いますと思っております。特に、先ほどの27年度6月から施行されるということですので、一本化されたほうがいいのかと思っておりました。

それでは、続きまして、ポイ捨てということで、以前にもその質問をしたことがあるんですけれ

ども、道路沿いのポイ捨てのごみ対策についてお伺いしたいと思っております。

前、質問したときも市民の方から共感をいただきまして、おまえの言うとおりのや、これは考えていかないかなというように話を聞いておったんですけれども、あれから2年以上たちますけども、状況というのは何ら変わってないんですね。で、特に、民家の途切れた道沿いというのは、ひどいときはコンビニの弁当が袋ごと、空ですね、がその道沿いに転がってるんです。で、場所によっては、何か1週間に3回ぐらい同じところに、朝早うもう転がってたような事例もありますし、私が見るのはそこでなしに、堀越とかそういうところで見るとは、あるいは缶ジュース、空き缶ですね、そういうのが目につくんですけれども、捨てる人のそのモラルというんですか、を疑うんですけれども、私自身も、その、見て、それを拾っていけないという、その、ある程度見て通るたんびにちょっとした罪悪感を覚えるんですけれども、余り気持ちのいい思いではありません。

先般、市の観光連盟の役員さんと産業建設委員会との懇談会行いましたときにも、ある委員の方からの、川に、川沿いに買い物袋が散らばって、大水が出ると余計がそれが、こうびろびろしてみつともないし、あるいはいろんなところでごみが目につくんですけれども、やっぱり観光客を誘致する、お呼びする市としては、これはいかなもんかと、何とかできないかというような意見もございました。

そんな中、私、インターネットで中国のウェイボーというツイッターをよく楽しみに見とるんですけれども、ここで日本に対して本当に辛口な中国人が日本へ来たとき本当にびっくりしたよと、日本というのはもうおりたときから空気がきれいやし、ごみも本当にないと、で、人は親切やしというような褒め言葉が書いてあるんです。

で、皆さん、覚えておいでるかと思うんですけれども、ブラジルのサッカーのワールドカップですね、あそこで日本のツイッターがその試合が終わった後にごみ拾いをしとったと、これはやっぱりインターネットの中で世界中が日本というのはすごいとこやと、民度が高いというふうに賞賛されておったのを覚えておりますけれども、そのウェイボーの中で1回だけ違ったことあったのね。というのは、こんなことあったんです。世界中が日本はすばらしいと言っておるけど、俺行ったら何にもすばらしいことなかった。中国と変わらへなんだ。何やといたら、花火大会の後にごみだらけだっというふうに書いてあったんです。

で、まあ、ああ、そうやろうとは思ったんですけれども、どちらにしても、世界的に日本のその清潔感、日本人の清潔感というのは賞賛されておるわけですので、昇龍道って売り出しとるこの郡上市が何とか、町はアスファルトがきれいになっとなんてというのは、けども、田舎行って草場見たらごみだらけやったなんてことを、またウェイボーに書かれたりなんかすることも、それはとてもかないませんので、何とか、このごみの問題ですね、例えばポイ捨て条例の罰則規定をぼんと上げて、重くして、その中で、例えば許さない宣言とかというような宣言を看板に出すとか、何かこ

うええ方法がないかと思って再度質問させてもらうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

何かいい方法はないでしょうかというなかなか難しい御質問でございますが、まず郡上市のこのポイ捨ての現状について、まずちょっと簡単に説明申し上げます。

缶や瓶とか弁当のパックとか、こういう小物の小さいごみというものと、それからもう一つは関連します家電品等の不法投棄物というのがございます。この2つについて説明申し上げます。

まず、市民から寄せられますポイ捨て等に関する情報でございますが、こちらにつきましては、平成22年度が66件、それから平成23年度が54件、24年度が50件、25年度が42件、そしてことしでございますが、きょう現在で36件と、少しずつではありますけども、減少するまじり傾向にございます。

それから、大きく見まして5年間の累計を地域ごとに集計いたしますと、美並地域の情報が99件、最も多く、次いで白鳥町の47件、それから八幡町の33件という順番になっております。これにつきましては、まず一つは他市町村と隣接する地域、それからもう一つは、主要国道等の交わる地域というのがやはりどうしても多いのではなからうかというふうに思っております。

廃棄場所につきましては、まず人里離れた河川沿いの道路ですとか、林道に家電品等の大きな物、そして交通量がある幹線道路沿いに缶とか瓶、それから弁当パック、これに類する小さなごみというのが現状でございます。

このうち、最近でございますけど、警察のほうへ届け出まして不法投棄というのはここ近年で4件ございます。そのうち2件につきましては、平成24年と25年に白鳥美並で起きたものでございますが、こちらにつきましては、いずれも翌年には投棄者が判明いたしまして回収しております。投棄者の方は市内ではなく市外、隣の愛知県のほうに住居する者でございました。

次に、ポイ捨ての対策でございますけども、こちらにつきましては、今までどおり広報等を使いまして、また郡上市のガイドブック、さらにはチラシ等ということで、粘り強く実施しております。また、本年5月におきましては、郡上市環境団主催ではございましたけども、第7回環境フェアにおきましてポイ捨て等の現状の展示と、それから野口健さんを講師に迎えまして、郡上市の森林、水、環境の未来を考えるということで、「富士山から日本を変える」と題しまして、世界的なポイ捨て防止活動につきまして講演会を実施いたしまして、非常に多くの市民の方に御参加いただきました。

それからあと、市のほうと連携してということでございますが、こちらにつきましては、自治会環境団とか、それからいろんなボランティア団体の方でございますが、こちらにつきましては自治会環境団とか、それからいろんなボランティア団体の方でございますが、こちらのほうのごみ袋の提供ですとか、収集ごみの回収処分、それから長良川の清掃活動なんかを実施しております。

さらに、長良川流域の市町村、それから環境活動団体との協議会におきまして、長良川全域の一斉清掃ですとか、それから子どもの環境教室というのも実施しております。

市の主体といたしましては、平成20年度から不法投棄防止パトロール事業というのを行っております。23年までは、緊急雇用対策事業として、24年からは市単独事業として現在まで進めております。この事業におきましては、2人の専門監視員、これ、臨時職員でございますが、こちらを採用いたしまして、ポイ捨て防止啓発と、それから主要林道等の道路ですとか、林道の巡回、それから廃棄物の発見・回収を行っております。回収量でございますが、1日当たり50から60キロを回収しております。

それから、市民からのポイ捨て情報でございますが、こちらにつきましては、直接職員が出向きまして回収を行って、さらに、状況によりましては自治会と協議いたしまして、廃棄、不法投棄防止ですね、の看板の設置、こちらを行っております。

先ほど、看板の標語等につきましては、標語というか言葉ですけども、御提案いただきました、許さない宣言とかいろいろございましたので、そういうような言葉もまた検討して取り組んでまいりたいと思っております。

それから、市のほうの環境団のほうでございますけど、郵便局のほうとはもう結んでおりましたけども、平成24年11月に郡上の森林組合、それから建設業協会と不法投棄なんかに対します情報提供とかいう協定を結ばさせていただきました、不法投棄防止パトロール実施中のシールを関係車両に張りまして、啓発活動等していただいております。

ポイ捨て条例の罰則を目いっぱい重くしてということでございますが、この件につきましては、上位法の法律で罰せられることとなっております。廃棄物等の処理及び清掃に関する法律を初めとしまして、軽犯罪法、道路交通法、河川法等でいろいろ縛られておまして、一番重たいものでございますと6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金というふうになっております。しかし、このポイ捨てというのはなかなかこれ、その捨てたものを判定することは非常に難しいということで、郡上市におきましてはそういう環境をつくらぬようにということで、自動販売機等による飲料を販売するものは回収容器を設けて管理しなければならないとか、公共の場所で印刷物を配布したりとか、また催し物があったものはその付近の清掃をしなければいけないということで取り組んでおります。

このようなことから、私どもといたしましては、現在実施しております事業を引き続き官民一体となって粘り強く推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 大変丁寧にありがとうございました。不法投棄もそうなんですけども、やっ

ぱりポイ捨てというのは、ごみはごみを呼ぶんですね。で、あるところは本当にいっぱいあるんです。でまた、目立たんとことというのは、草刈りすると草の中からもいっぱい出てくるんですね。前も言いましたけれども、草刈ってるときにはねてけがのもとになったりするし、自分に関係ないごみが自分の土地にあるというのも全く不愉快ですし、先ほど言いましたように、本当にきれいな環境で海外からも国内からも観光客来ていただきたいということで、なお一層の御勘考をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は4時を予定いたします。

（午後 3時51分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

（午後 4時01分）

◎議案第136号から議案第158号までについて（議案質疑・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第136号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程17、議案第158号 財産の無償譲渡について（牛道財産区の財産）までの15議案を一括議題とし、質疑を行います。

議案第136号から議案第143号までの8議案については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。

議案第144号について、質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

17番 美谷添生君の質疑を許可します。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 議案第144号でございますけれども、この中で認定こども園、そして幼稚園、保育所、小規模保育等の園児に係る給付金ですが、個々に違うやに聞いておりますけれども、1人当たり国からの給付はいかほどになるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 給付費についての御質問をいただきました。

今ほど議員のお手元のほうにこの議案第144号に係る資料、一枚ものをお届けをしておりますので、まずこの給付費に係る仕組みについて御説明を申し上げたいと思っております。

「公定価格について」というタイトルでございますが、公定価格と申しますのは、来年度からの新制度開始に伴いまして、国が定める、いわゆる各園の運営費というものになります。ここに記載

がしてございますように、新制度におきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、そして小規模保育等に係る地域型保育給付、こういったものが創設されまして、市町村の確認を受けた施設または事業の利用に当たって、いわゆる財政支援を保障していくというような仕組みになるわけですが、このうち来年度以降の私立の保育所につきましては、従来どおりこの委託費というものでその費用について支弁がされるというようなことになりません。

そこで、今ほど申しました、施設型給付費または地域型保育給付費でございますけれども、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、いわゆるここが公定価格というものでございますけれども、こちらから政令で定める額を限度として市町村が定める額、利用者負担額、いわゆる保育料の額でございますけれども、これを控除した額というところが、いわゆる給付費というものになるわけでございます。一般的に運営費というところでございます。

また、各園のほうでは、この下段でございますけれども、今ほど申しました、利用者負担額、いわゆる保育料のほかに実費徴収、例えば給食費であるとか通園送迎費、こういったようなものであるとか、それ以外に必要と認められる費用、上乗せ徴収ということによっておりますけれども、こういった費用につきまして、保護者に対する事前の説明と同意をもとに、こういった費用についても徴収することが可能というところでございまして、いわゆるその給付費のイメージとして下段の略図をごらんをいただきますと、真ん中にこの公定価格という部分がございまして、いわゆる園の運営費ということで、この中には人件費であるとか管理費であるとか事業費、そういったものが全て含まれるということになりますけれども、この2つに分けてある意味合いとしましては、まずこの左側の「施設型給付」というタイトルがついておるほうでございますが、こちらは私立の幼稚園または認定こども園が対象とされる給付の仕組みというものでございまして、まずこの下にございまして、利用者負担額、いわゆるその保育料につきましては、各施設で徴収をするということになります。

で、その公定価格のうち、それ以外のいわゆる公費で負担すべき額につきましては、施設型給付費として保護者にかわって園が受けるものというところで、ここで「施設型給付費」というところの名称が出てくるわけでございます。

対して、今度右側でございますけれども、こちらが、私立の保育園をイメージするものでございまして、下段にございまして利用者負担額、いわゆる保育料につきましては、市町村で徴収ということで従来とかわりはありません。これに公費負担額というものを含めて、委託費として市が私立の保育園のほうに支給をさせていただくと、そういう仕組みになってございまして、私立の幼稚園、認定こども園と、それから私立の保育園というものは公定価格という考え方は同じでございますけれども、いわゆる施設型給付費という部分での意味合いが委託費というところで若干その違

いがあるということだけ、このイメージ図で御理解がいただければありがたいというふうに思います。

そこで、本題の御質問にございました園児1人当たりの給付額、いわゆる運営費というものでございますけれども、まず私立の保育園または認定こども園の保育園分に係る運営費でございますけれども、現行の保育園の運営費と同様に施設の定員の区分または入所児童の年齢区分によりまして、基本単価に事業の実施状況に応じた加算額を加えた額に児童数を乗じて算出をするということになります。

で、現行の私立の保育園の運営費でございますが、本年4月における1人当たりの平均単価でございますけれども、これは年齢によって異なってございまして、未満児でありますゼロ歳児については1人当たり17万1,620円、1歳児、2歳児につきましては10万3,270円、3歳児におきましては5万2,260円、4歳児、5歳児につきましては4万5,440円ということで、いわゆる年齢に伴ってその単価が安くなると申しますか、少なくなるわけでございますが、こういった対象児童全ての児童1人当たりの平均の年間の運営費といえますのが75万6,111円というところになってございます。

で、これが今現状の平均の費用ということになりますけれども、来年度から開始されます新制度の公定価格、先ほど資料で御説明をさせていただいた、いわゆる運営費でございますけれども、既に国のほうから試算用のシートというものがホームページ上で公開されているということから、これを持ちまして、平成26年の7月、いわゆる今年度当初の入園状況をもって試算をさせていただいたところ、現行水準ベースの運営費につきましては、先ほど申しました、現行のところと大きな変わりはなく、1人当たりの年額で申しますと75万7,895円ということになります。

また、この標準ベースに加えて1クラス当たり、今3歳児ですと20人というところになっておりますが、新制度においてこれを1クラスあたり15人というような職員配置の改善であったり、職員処遇の改善、こういった質の改善を行った場合、児童1人当たりの金額につきましては88万4,486円という試算でございまして、年額ベースでは標準ベースと、それから質改善を行った場合の差額につきましては、おおよそ12万6,000円ほどの増額になるというところを見込んでいるところでございます。

次に、私立の幼稚園の運営費はどうなるかというところでございますけれども、現行の私立の幼稚園につきましては、県から園のほうへ直接交付されるその私学助成金と、それから園ごとに定められておりますのは保育料、それから実費徴収となります給食費等、こういった収入により運営をされているということでございますので、それぞれの園の現行における運営費というものについて、市のほうではちょっと把握が今できていないということでございます。

そこで、来年度からの開始をされます公定価格、いわゆる運営費でございますけれども、私立の保育園と同様でございますが、国からの試算シートをもとに試算をさせていただいたところ、これ

もことしの26年、本年の4月の入園状況をもって試算をさせていただいたところ、現行の水準ベースでは、園児1人当たりの額は、年額でございますけれども、48万9,983円ということで約49万円、それから保育園のほうでも申しました、いわゆる質の改善を行った場合においては56万7,328円ということで、年額対比におきましては7万7,345円というところが増額となる予定というところでございます。

なお、先ほど資料のほうでも御説明をさせていただきましたが、施設への給付額でございますけれども、いわゆる施設型給付ということでございますが、公定価格から、施設が保護者から徴収した保育料、いわゆる利用者負担額を差し引いた額ということになりますので、あくまで現段階の試算ということでございますけれども、園児1人当たりというところで保育園については現行との対比、私立の幼稚園につきましては、新制度の現行ベースと、さらに質改善ベースの差というところがあるところが、以上の、先ほど申しましたような見込みというところなどで捉えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 今、私立の比較ということでいただきましたけれども、公立の場合はこのことにかかわりがあるのかないのかということで、公立の場合を比較するとどんなふうになるかわかったら教えていただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 公立の場合でございますが、まず私立の保育園、幼稚園、さらに認定保育園と同様の考え方ができますのは、先ほど御説明した中に利用者負担額、いわゆる保育料でございますが、新制度における保育料については、現行の水準を上回ることはないように、昨日、市長が申しましたとおり、いわゆる軽減を図っていければということをおっしゃっているところでございますが、この具体的な額につきましては、新しい制度の枠組みの中で今調整をさせていただいておる中でございますので、改めてまた議会の議員の方々にも御説明、また御意見もいただければと、そんなような機会を設けたいというふうに思っております。

そこで、御質問の運営費でございますが、私立の保育園を例にとりますと、先ほど委託費というお話をいたしましたけれども、基本的には、利用者からの負担額、すなわち保育料を除いた部分の額に対して、基本的な部分としましては国からの2分の1、それから県、市とも4分の1というような、いわゆる財源構成ということになっておりますが、公立の場合におきましては、幼稚園、また保育園ともに、いわゆる交付税で措置がされておるというところがございます、非常に、その交付税の算定ルールというところが非常に複雑でございます、現時点におきましては、その公立の幼稚園、保育園の、公立における比較というところの情報を今持ち合わせておりませんので、よろしくお願いをしたいというふうに思えます。

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ただいま公立についてはわからないということでありましたけども、私
が思うには、やはり公立であろうと私立であろうと、国は1人当たり出す金はそんなに変わるもん
であってはおかしいというふうに思いますので、おおむねこれに、先ほど説明がありました、お金
に匹敵するのであろうと推測するわけですが、いずれにいたしましても、この幼児教育については、
いろいろなその方面から手が入っておると。要するに、この資料にあります、これですね、この支
援法のこの図面を見ましても、幼稚園でありますと所轄は文科省、保育所は厚労省、こども園は今
は総務省なんですかね。そんなことで、いわゆる一つの子どもという5歳までの人たちを3つの省
でもって取り合いをしとるとというような形なんです、これ。で、1人、それぞれのこの幼児教育
をするコストについても省庁によって違うというような、どうも構図に見えてならんわけですが、
この今の子ども・子育て支援法というのはどこの省庁から出てきた法律であるか、あわせてお伺い
をいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 来年4月から施行される予定の子ども・子育て支援法については、
所管は内閣府というところで承知をさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、議案第144号の質疑を終わります。

続いて、議案第145号について質疑の通告がありますので発言を許可します。

17番 美谷添生君の質疑を許可します。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 今、この145号ですけども、この家庭保育といいますか、このことを今
希望するような事業体はあるのか。例えば、どういう人たちがこういうことを利用されるというよ
うな、何といいますか、このためにこういう方法が出てきたのかというようなことについて、お
聞かせをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいま議員のほうからは家庭的保育事業等の対象であったり、
市のほうでこの事業をどのように捉えておるかというところの御質問かというふうに思いますが、
まず現時点におきまして、この家庭的保育事業等を実施しようとする、いわゆる事業体ということ
になりますが、大きく、提案説明でも御説明をさせていただいた4つの事業というものがあるわけ
でございますけれども、こういった事業を希望されるというところの事業体として、市のほうへ認
可の申請というところは、現時点ではございません。

で、この家庭的保育事業等の認定についてでございますけれども、保育事業に対して、幼稚園、

保育園の定員が供給不足になった場合に市が認可をするということになってございます。そこで、市内の各地域における、まあ、事情は異なっておりますけれども、今市内にございます認定こども園、幼児教育センターを含めた、いわゆる認可保育園、そして認可幼稚園、全部で17園とへき地保育園、2園を持ってございますが、合わせますと19園あるわけでございますけれども、その定員の総数が1,655人、こういった人数の受け入れが可能になっております。

これに対しまして、平成26年の3月ということになりますので、昨年度末における入園児の総数でございますけれども、1,280人というところで、いわゆる受け入れ可能な定員よりもかなり余裕を持っておるといような状況でございます。郡上市におきましては、今後においても現在の認可保育園、そして認可幼稚園等で保育事業に対応できることが可能というふうに考えております。したがって、御質問にございました家庭的保育事業等を市において認可をするというところは、現時点での用意はないというところでございます。

なお、この家庭的保育事業等を実施をする事業者というところでございますけれども、今回条例を提出をさせていただいておりますが、いわゆる一定の基準、これは設備や職員配置などのいわゆる運営基準というものを満たして、市の認可を受けた、具体的には社会福祉法人であったり、株式会社、NPO法人、またこういった法人格を持たない事業者であります。保育士または市長が指定をいたします、知事その他の機関が行う基礎研修または認定研修、こういった一定の研修を修了をいただき、保育士と同等の知識及び経験を有する、そういった職員をもって構成する事業者というところがこの事業を実施するというところになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） よろしいですか。はい。

以上で、145号の質疑を終わります。

議案第146号から議案第158号までの5議案について、質疑通告はありませんので、以上で質疑を終わります。

議案第136号から議案第158号までの15議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました15議案については、会議規則第44条第1項の規定により、12月18日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号から議案第158号までの15議案については、12月18日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでありました。

（午後 4時27分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人